

那珂市議会教育厚生常任委員会記録

開催日時 平成 28 年 3 月 18 日（金） 午前 10 時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 古川 洋一 副委員長 筒井かよ子

委員 大和田和男 委員 富山 豪

” 萩谷 俊行 ” 君嶋 寿男

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 中崎 政長 事務局長 深谷 忍

事務局次長 寺山 修一 次長補佐 横山 明子

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐以上と発言者）

副市長 松崎 達人 教育長 秋山 和衛

財政課長 加藤 裕一 財政課長補佐 茅根 政雄

保健福祉部長 大部 公男 社会福祉課長 内山 克三

こども課長 高橋 秀貴 こども課長補佐 大森 晃子

菅谷保育所長 永井 裕美 子育て支援センター長 助川 淳子

介護長寿課長 大森 信之 介護長寿課長補佐 中井川 一恵

保険課長 大沼 善則 保険課長補佐 先崎 民夫

健康推進課長 菊池 正明 健康推進課長補佐 片岡 祐二

健康推進課母子保健G長 玉川 祐美子

教育部長 会沢 直 学校教育課長 園部 勢津子

学校教育課長補佐 清水 貴 指導室長 大高 伸一

学校給食センター所長 柴田 秀隆

学校教育課学務・施設G長 綿引 稔

生涯学習課長 桧山 達男 生涯学習課長補佐 小林 正博

会議に付した事件と結果概要

付託案件

(1) 議案第 39 号 平成 27 年度那珂市一般会計補正予算（第 7 号）

結果：原案のとおり可決すべきもの

(2) 議案第 46 号 平成 28 年度那珂市一般会計予算

結果：原案のとおり可決すべきもの

(3) 議案第 18 号 那珂市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

結果：原案のとおり可決すべきもの

(4) 議案第 19 号 那珂市立学校給食センター薬剤師設置条例の一部を
改正する条例

結果：原案のとおり可決すべきもの

(5) 那珂市学校運営協議会規則の制定について

- 結果：報告説明を受けた
- (6) 那珂市公立幼稚園の再編について
結果：報告説明を受けた
- (7) 3月10日に発生した給食の異物混入事案について
結果：報告説明を受けた
- (8) 議案第11号 那珂市障害支援区分認定審査会の委員の定数を定める
条例の一部を改正する条例
結果：原案のとおり可決すべきもの
- (9) 議案第12号 那珂市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例
結果：原案のとおり可決すべきもの
- (10) 議案第40号 平成27年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘
定）補正予算（第4号）
結果：原案のとおり可決すべきもの
- (11) 議案第45号 平成27年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）
結果：原案のとおり可決すべきもの
- (12) 議案第47号 平成28年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘
定）予算
結果：原案のとおり可決すべきもの
- (13) 議案第53号 平成28年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算
結果：原案のとおり可決すべきもの
- (14) 那珂市国民健康保険データヘルス計画について
結果：報告説明を受けた
- (15) 議案第13号 那珂市介護保険条例等の一部を改正する条例
結果：原案のとおり可決すべきもの
- (16) 議案第14号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例
結果：原案のとおり可決すべきもの
- (17) 議案第15号 那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例
結果：原案のとおり可決すべきもの
- (18) 議案第43号 平成27年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘
定）補正予算（第3号）
結果：原案のとおり可決すべきもの
- (19) 議案第51号 平成28年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘
定）予算
結果：原案のとおり可決すべきもの

議事の経過概要（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

委員長 皆様、おはようございます。

このたびの改選によりまして、新しく当委員会の委員長になりました古川洋一でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

また、副委員長の筒井かよ子議員でございます。

副委員長 よろしくお願ひいたします。

委員長 2人ともまだ不慣れではございますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

また、当委員会、新しく議員になられたお二人がいらっしゃいますので、こちらのほうも優しくご指導をよろしくお願ひいたします。

それでは、ご連絡いたします。会議は公開しており、傍聴可能といたします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送いたします。

会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭にお願ひいたします。

携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は5名であります。欠席委員は萩谷俊行委員の1名であります。定足数に達しておりますので、これより教育厚生常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長、教育長、外関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 おはようございます。

委員の皆様には慎重なるご審議をお願いいたします。子供からお年寄りまでの今年1年間の大事な予算でございますので、よろしくどうぞお願ひいたします。

また、執行部におかれましても、子供は国の宝と申します。年寄りも大事にしなければなりません。大変な予算の審議でございます。丁重なる審議、特に新規事業、あるいは予算の増減が大幅にあるものについては、丁重なる説明をお願いしてご挨拶といたします。ご苦労さまでございます。

委員長 続いて、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

先ほど委員長のご挨拶にもございましたように、改選後初めての教育厚生常任委員会でございます。新たなメンバーの方はふなれな部分もあるかもしれませんが、実は年度末でございます。例年この予算、当初予算、補正予算を含め多くの議案がございます。また、次第をごらんいただくとわかりますように、条例の改正、またやはり年度末ということで事務事業、あるいは計画の報告というのがこの3月の議会というのはめじろ押しになっております。内容が多岐にわたりますので、説明のほう若干時間がかかるかと思うんですが、ご容赦ください。

また、議長、私も同様ですが、昨日、一昨日と3つ委員会それぞれ出て私も感じ

ているところがございますが、どうも委員のメンバーが変わったということもあるのですが、事務局のほうの説明と委員さんが求めている質問に対する答弁というのがなかなかみ合わない点が何度か見受けられました。できましたら、我々それぞれフォローし合いながら答弁、不足な点等々を補ってまいりたいと思いますので、その点をご容赦ください。どうぞよろしく願いいたします。

委員長 続いて、教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長 おはようございます。

学校関係につきましては、きょう小学校の卒業式ということで、きょうで中学校、幼稚園、そして小学校と卒業を迎えることができました。1年間本当に皆様方には子供たちの安心安全のためにご指導をいただきましてありがとうございます。今後ともよろしく願いしたいと思っております。

また、きょうは審議たくさんございますけれども、どうぞ慎重なる審議をよろしく願います。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

これより議事に入ります。本委員会の会議事件は別紙のとおりであります。

審議をスムーズに進行するため、審議順はお手元に配付の会議次第のとおり、担当課ごとに審議をいたします。

執行部に申しあげます。説明の際はまず課名と出席者を報告し、必ず議案書、予算書のページ数を述べてから説明してください。また、歳入は款ごと、歳出は項ごとを目安に区切って進めてください。新規事業及び前年度比較増の大幅な増減等、特に説明が必要な場合はその説明を加えてください。

審議中に委員から資料などの請求があった場合は、議会事務局に10部提出してください。

なお、一般会計当初予算の討論・採決は、所管課の質疑が全て終結した後に行います。

ただいま萩谷議員が出席されました。

議案第39号 平成27年度那珂市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。財政課より一括して説明を願います。

財政課長 財政課課長の加藤です。外関係各課職員が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案第39号 平成27年度那珂市一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

当委員会の所管部分についてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

第3表、繰越明許費になります。款項、事業、金額の順に読み上げます。

3款民生費、1項社会福祉費、介護施設等整備事業 2,628万円、年金生活等支援臨時福祉給付金支給事業 1億7,050万円。

9款教育費、2項小学校費、小学校屋内運動場非構造部材耐震化事業 3,999万

3,000 円、3 項中学校費、中学校柔剣道場非構造部材耐震化事業 7,007 万 3,000 円。
8 ページをお願いいたします。

第 5 表、地方債補正になります。変更の部分でございます。

起債の目的、瓜連中学校校舎耐震補強事業（合併特例事業）、補正後の限度額
8,880 万円。

19 ページをお願いいたします。

歳出になります。一番下の枠になります。款項目、補正額の順に読み上げます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 5,705 万 7,000 円。

次のページ、20 ページをお願いいたします。

2 目高齢福祉費 38 万 4,000 円、5 目後期高齢者医療費 437 万 3,000 円の減、8
目介護保険費 3,419 万 7,000 円の減、10 目臨時福祉給付金支給費 1 億 5,575 万円。
22 ページをお願いいたします。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 91 万 7,000 円の減、2 目児
童措置費 1 億 2,577 万 6,000 円の減。

次のページをお願いいたします。

5 目子育て世帯臨時特例給付金支給費 293 万 9,000 円の減、4 款衛生費、1 項
保健衛生費、1 目保健衛生総務費 145 万 1,000 円の減、2 目予防費 1,692 万 4,000
円の減、3 目健康増進事業費 278 万 3,000 円の減。

30 ページをお願いいたします。2 つ目の枠になります。

9 款教育費、1 項教育総務費、3 目教育指導費 140 万円の減。

9 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費 380 万円の減。

次のページをお願いします。

9 款教育費、3 項中学校費、1 目学校管理費 545 万円の減、3 目学校建築費
2,129 万 6,000 円の減。

9 款教育費、4 項幼稚園費、1 目幼稚園費 750 万円の減。

9 款教育費、5 項社会教育費、3 目青少年対策費 73 万 9,000 円の減。

次のページ、32 ページをお願いいたします。

9 款教育費、6 項保健体育費、3 目体育施設費 70 万円の減、4 目総合公園費
880 万円の減。

12 款諸支出金、3 項償還金、1 目償還金 22 万 6,000 円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

じゃ、すみません、私からいいですか。

21 ページ、22 ページにかけて、臨時福祉給付金 1 億 6,500 万円ですか。これら
よっとどういうお金か詳しく教えて頂けますでしょうか。

社会福祉課長 社会福祉課でございます。

臨時福祉給付金支給費 1 億 5,575 万円の増でございますが、まず 1 点目としま
して 20 ページをお開き願います。

この一番下の説明欄でございますが、臨時福祉給付金支給事業 1,475 万円の減、

これにつきましては平成 27 年度に市町村民税均等割が非課税の人を対象にしまして 1 人当たり 6,000 円を給付しました。当初予算は 1 万 1,000 人でしたが、今実際実績として 8,400 人、まだ未申告の人がおりますので 9,400 人を見込んで 1,600 人分の減をいたしました。この減の金額が 21 ページの 19 負担金、補助及び交付金として 960 万円ほど、まず減をしております。

続きまして、その下の年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業、1 億 7,050 万円でございますが、これにつきましては対象となりますのが、臨時福祉給付金と同じように 27 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳に記載されている方のうち、市町村民税均等割が非課税の方で同じでございます。ただ、違いますのは、平成 28 年度中に 65 歳以上となる方です。

大変わかりづらいんですが、上のほうの臨時福祉給付金は消費税が 5% から 8% に上がったときの 3% 増の対応としまして、低所得者への負担緩和として実施されるもの。下の年金生活者については、安倍政権が掲げます一億総活躍社会の実現に向けまして、賃金の引き上げの恩恵が及びにくい低所得者の高齢者に対して、個人消費の支えに資するもので、この金額につきましては 1 人当たり 3 万円、対象者が 5,500 人ということで、22 ページをおめくり願います。

22 ページの一番上の説明欄です。

ここの 1 億 6,500 万円を給付金として支給するものでございます。これにつきましては、先ほど明許繰越のほうで説明しましたように、全額繰り越してございまして、この支給につきましては平成 28 年度に支払う予定でございます。

以上でございます。

委員長 外に質疑ございませんか。

(なし)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 39 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 39 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 (午前 10 時 15 分)

再開 (午前 10 時 16 分)

委員長 再開します。生涯学習課が出席いたしました。

議案第 46 号 平成 28 年度那珂市一般会計予算 (生涯学習課所管部分) を議題といたします。

9 款教育費、5 項社会教育費、1 目社会教育総務費、2 目公民館費、3 目青少年

対策費、4目歴史民俗資料館費、5目文化財保護費、6目市史編さん費、7目図書館費について説明を求めます。

生涯学習課長 生涯学習課長の桧山でございます。外9名が出席しております。よろしくお願ひいたします。

では、歳出予算148ページをお開きください。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、予算1億2,347万3,000円、2,060万9,000円の減になります。減額の主な理由は、職員人件費でございます。

150ページをお開きください。

2目公民館費5,819万1,000円、589万3,000円の増になります。増額の主な理由は公民館が、竣工から30年以上経過し改修が必要な時期となっております。このことから、公民館施設管理事業で改修計画策定業務の委託料を計上したことによるものでございます。

152ページをお開きください。

3目青少年対策費809万7,000円、41万7,000円の減になります。減額の主な理由は、青少年育成事業及びふるさと教室開設事業のバス借り上げ料の減額によるものでございます。

154ページをお開きください。

4目歴史民俗資料館費3,522万3,000円、152万2,000円の増になります。増額の主な理由は、資料館の空調室外機やブラインドの修繕料などによるものでございます。

155ページをお開きください。

5目文化財保護費1,829万4,000円、1,072万6,000円の増になります。増額の主な理由は、額田城跡整備事業におきまして駐車場整備に係る測量委託及び工事請負費を計上したのものによるものでございます。

156ページをお開きください。

6目市史編さん費172万2,000円、2,000円の減になります。

同じく156ページです。

7目図書館費9,782万円、121万6,000円の減になります。減額の主な理由は、図書館システムの5年リースが27年度で終了いたしまして、28年度からの新たな契約金額が安価になったものでございます。

以上でございます。

委員長 説明は終わりました。

質疑ありませんか。

君嶋委員 1点、155ページです。まずここでいくと15工事請負費ということで、案内看板設置工事費100万円の予算を組んでいるかと思うんですが、以前にもちょっと私一般質問させていただきましたが、この看板、どこに設置をするのか、そういう予定があれば、計画があればお伺いをいたします。

生涯学習課長 こちらは民俗資料館が、一般の方がそこに来るときになかなかわかりづ

らいという話がございます、これは国道から入れる部分に看板を設置したいと現在考えております。ただ、詳細についてはまだ細かいことは決まっておりませんので、国道ということをお願いしたいと思っております。

君嶋委員 国道に設置という計画なんでしょうけれども、118号沿いの国道いろいろな入り口があるかと思うんですよね。何か所ぐらい立てる計画なのか、その点について伺います。

生涯学習課長 この予算は2カ所で想定しております。

委員長 よろしいですか。

外にございませんか。

じゃ、すみません、私から。156ページの文化財保護費の額田城跡整備事業で、駐車場というようなご説明がありましたけれども、駐車場どこに設置するのか、またトイレはどうされるのか、ちょっとお聞きします。

生涯学習課長 場所は2カ所になります。まず、1カ所は旧額田幼稚園の東側から入れる道路、これは直接二の丸から入れるところなんです、ご存じかどうか分かりませんが、個人名を出して申しわけないんですが、前に教育委員をなされた船橋さん宅の隣の土地なんです。あともう一つがもう少し東側に行って、関宗長前の議員のところから入れる道路から入って100メートルぐらいのところかと思っております。この2カ所で、現在のところはトイレは設置予定はございません。

以上でございます。

委員長 トイレの要望というのはいないんです。トイレは今は交流センターを使っているんですか。

生涯学習課長 はい、そのとおりです。

委員長 外に質疑ございませんか。

萩谷委員 今の駐車場の関連なんです、船橋先生の東側、あれ畑ですよね。話を聞きますと、寄付とか何かされるとか、結構広い土地ですよね。あれはどのくらいの面積というか、あれ全部やるわけじゃないでしょう。あれ、全面的にあの畑、駐車場にしてしまうんですか。

生涯学習課長 簡易な駐車場として全部は考えているんですけれども、実質使えるようにするのは一部分ぐらいということで、行く行くは全部駐車場、今当然額田城整備計画がございますので、それによってあそこに来場者というか、あそこに来る方、またあといろいろなボランティアでやってくれる方の駐車場としてだんだん広げようと考えております。一応今のところは簡易な本当に舗装までしない駐車場では考えております。

萩谷委員 かなり広いわけですから、あれ入り口が狭いんですよね。例えば、よく話が出ていたのは大型バスなんかを駐車するところが欲しいという話が出ていますよね。もしあそこが広くなれば、大型バスが入れるように。そうすると、あそこならば大型バス何台もとめられるくらいな広さがあるんですよね。その辺の計画というかはありますか。

生涯学習課長 おっしゃるとおりで、今のところ入り口が狭いということがございます。

なかなか土木のほうの部署とも協議しているんですが、なかなかあそこが広がらない。地権者のほうの話があるので、これは当然広くなれば今おっしゃったようなことで考えてはいきたいと思っております。

萩谷委員 ぜひとも前向きに、できるだけ早く整備してやればもっともっと違ってくると思うので、前向きにお願いしたいと思います。

以上です。

委員長 外にございませんか。

(なし)

委員長 では、続いて9款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費、3目体育施設費、4目総合公園費について説明を求めます。

生涯学習課長 では、158ページをお開きください。

9款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費、予算3,237万3,000円、405万9,000円の増になります。増額の主な理由は、平成31年に開催されます茨城国体の事務事業を新規に立ち上げるものでございます。

162ページをお開きください。

3目体育施設費4,067万4,000円、2,907万1,000円の増になります。増額の主な理由は、瓜連体育館の耐震診断調査業務の委託料と旧戸多小学校体育館の改修工事になります。

163ページをお開きください。

4目総合公園費1億8,980万1,000円、1,814万7,000円の増になります。増額の主な理由は、総合公園駐車場の監視カメラの設置工事費と総合公園アリーナの移動式バスケット装置の備品購入費によるものでございます。

以上でございます。

委員長 説明は終わりました。質疑ありませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

以上で生涯学習課所管部分を終了します。

暫時休憩します。

休憩（午前10時26分）

再開（午前10時28分）

委員長 再開します。学校教育課が出席いたしました。

議案第18号 那珂市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。執行部より説明を求めます。

学校教育課長 学校教育課園部でございます。私以外に5名が審議のため出席しております。よろしくお願いたします。

議案書154ページをお開きください。

議案第18号 那珂市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例。

那珂市立幼稚園設置条例（昭和40年那珂町条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成28年3月10日提出、那珂市長。

提案理由といたしまして、本年3月31日をもって額田幼稚園が閉園となるために、那珂市立幼稚園設置条例の一部を改正するものでございます。

次のページになります。

改正する条例といたしまして、那珂市立幼稚園設置条例の一部を次のように改正するというので、別表中、横堀と菅谷の間に額田が入ってございますけれども、ここを削除いたしまして横堀、菅谷というような形に改めるものでございます。

この条例は平成28年4月1日から施行する。

以上でございます。

委員長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第19号 那珂市立学校給食センター薬剤師設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。執行部より説明を求めます。

学校教育課長 158ページをお開きください。

議案第19号 那珂市立学校給食センター薬剤師設置条例の一部を改正する条例。

那珂市立学校給食センター薬剤師設置条例(昭和48年那珂町条例第5号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成28年3月10日提出、那珂市長。

提案理由といたしまして、学校給食センター薬剤師の任期というものが定まっておられませんので、それを新たに任期を定め、設置条例の一部を改正するものでございます。

次のページになります。

那珂市立学校給食センター薬剤師条例の一部を改正する条例ということで、本則に次の1条を加える。

第5条としまして、薬剤師の任期は3年とする。ただし、再任を妨げないということで、この条例は平成28年4月1日から施行するということになります。

以上です。

委員長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

副委員長 今回新たに3年ということで任期を定めるということですが、今まではなか

ったということで、長い方は何年くらいされていたのでしょうか。

学校教育課長 慣例的に継続してお願いするというような形で2年ごとをお願いをしていたところなんです、5期ということで現在の方は10年ということで一番長い形になっております。

以上です。

委員長 よろしいですか。

すみません、関連してなんですが、花島議員からの議案質疑の中で、学校三師にあわせるといふうちにちょっと聞こえたんですけども、それで間違いはないでしょうか。他のいわゆる医師会、薬剤師会とあと歯科医師会の先生方をともに3年とするという考えでよろしいでしょうか。

学校教育課長 おっしゃるとおり、三師とも3年となっておりますので、学校給食センターのほうもあわせて3年ということにいたしました。

委員長 外に質疑ございませんか。

君嶋委員 薬剤師の方が学校給食に携わるというのは、今まで私はちょっと認識不足だった感じがするんですね。管理栄養士さんがいるのはわかっているんですけども、そうすると薬剤師さんはどういう仕事を学校給食でしていたのか、その点についてちょっとお伺いをいたします。

学校教育課長 学校給食センターの薬剤師の業務といたしましては、学校給食の施設のチェック、それから衛生管理、給食の設備等のチェックということで学期ごとに1回チェックをするような形でご協力をいただいているところです。

以上です。

君嶋委員 施設のチェックとか、そういうチェック。うちらがこっちで思っていたのは、いろいろ洗浄するときの薬品を使うとか、そういう面のチェックをしてくれているのかなと思ったんですけども、建物とかそういう施設の中のチェックだったんですか、薬剤師さんは。その点についてもう一度確認します。

学校給食センター所長 学校給食施設等の定期検査表という様式がございまして、これに基づき様式が7号様式まであるんですけども、年に2回那珂給食センター、瓜連給食センターのほうは1回という食数に応じての部分もございしますが、施設の例えば建物内の危険箇所であったり、衛生面のチェック、さらには設備面、例えば野菜の切裁機の危険、衛生面のチェック、そういったものを点検票に基づいてお願いしている。さらには、専門的な見地から洗剤、薬剤類のチェックもお願いしてございます。

以上です。

君嶋委員 そうですね。野菜を洗ったりなんかするときの洗剤はどのようなものが使われるとか、安全なのかなとか、そういうチェックをするのはわかるんですね。建物とそういう衛生面というのは保健所さんがやることかなと思って、まずそちらの薬剤師さんはそういう食べ物を扱うときの薬品とか、今までの農薬度のチェックとか、そういうのをしてくれているのかなと思ったのでちょっとお聞きしたんですが、そういうことは必ずやっているということですね。了解しました。

委員長 外に質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 19 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 19 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 46 号 平成 28 年度那珂市一般会計予算(学校教育課所管部分)を議題といたします。

9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費、2 目事務局費、3 目教育指導費について説明を求めます。

学校教育課長 126 ページをお開きください。

9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費 216 万 3,000 円。これは教育委員の報酬等が主な支出になっております。

同じく 2 目事務局費 1 億 4,406 万 1,000 円。教育長及び事務局職員等の人件費、事務費が主な支出となっております。

続きまして、127 ページ。

同じく 3 目教育指導費 1 億 4,510 万 6,000 円。こちら、昨年に比べ 918 万 1,000 円の増となっておりますけれども、主な理由といたしまして、128 ページに障害児学習活動支援事業 3,563 万 7,000 円、これは主要事業説明書の 138 ページに個別の記載がございますけれども、幼小中において障害児の学習や生活のサポートをする事業でございます。対象児の増加に伴い、昨年より指導員を 6 名ふやしまして、約 900 万円の増となっております。

次に、予算書の 130 ページになりますけれども、昨年度から実施しております小中一貫推進事業 2012 万 5,000 円。昨年度に比べて 1,554 万 1,000 円の増となっておりますが、これは昨年小中学校非常勤講師加配事業として計上しておりましたものを小中一貫教育の小中学校における教科担任制でも活用できるようにということで 3 名増員し、予算の組み替えを行ったものでございます。

以上です。

委員長 説明は終わりました。

質疑ありませんか。

富山委員 初めて質問させていただきます。

小中一貫、今のページ、130 ページ、非常勤職員報酬 1,659 万 8,000 円、どういう仕事の内容なんでしょうか。ちょっと単純な質問で申しわけありません。

指導室長 指導室長の高と申します。

この小中一貫教育に係る非常勤講師についてでございますが、現在小学校のほうで5年生、6年生を対象とした教科担任制を実施してございます。この教科担任制をするにあたりまして、小学校の教員の特性から考えて、理科とそれから外1教科の授業を行うにあたってどうしても専門的な教科の時数の偏りが出てきております。このところを各学校の実情に応じて対応していただくということで、1人非常勤講師をつけて授業のほうに当たっていただくというようなことで配置をしてございます。

委員長 よろしいですか。
大和田委員 先ほどの追加の質疑なんですけれども、どこに小学校にその非常勤を配置しているかお伺いいたします。

指導室長 小学校9校ございますが、全校に1名ずつ配置をしてございます。

委員長 よろしいですか。
外にございますか。

副委員長 128 ページの教育支援事業というのがありますね。教育支援事業と、そのずっと下に行きますと、教育支援センター設置事業、これ同じような感じにとれるのですが、どのような違いがあるのでしょうか。

学校教育課長 まず、128 ページ、教育支援事業でございますけれども、こちらは従前の名称が就学指導委員会という事業になってございました。小学校、中学校に上がる、もしくは学年を上がっていくに従って特別支援関係の必要があるお子様について協議をしていくという委員会がございましたけれども、これの名称を変更いたしまして、教育支援事業というこちらは主に会議に必要な報酬等の費用になっております。

それから、下の教育支援センター設置事業というのは、現在元的那珂郵便局、今商工会になっているんですけれども、その2階に教育支援センターというのがございまして、不登校とか、悩みを持ったお子様、保護者、先生方の相談等に対応したり、あと不登校のお子さんに来ていただいて、ひまわり教室というのがあるんですけれども、学校に戻れるような態勢を整えていくという事業を行っております。

以上です。

副委員長 了解いたしました。

もう一つなんです、130 ページにございます、このいじめ調査委員会設置事業というのがございますね。こちらは委員会として協議するのは年に何回ぐらいされているのか、される予定なのか、お伺いいたします。

学校教育課長 予算としては2回分ということでとってございます。昨年度は初年度ということもありまして3回開催してございます。いじめの防止、予防というところがまずあるんですけれども、それとあと実際に起こったときの調査ですね。回数としましては必要があれば補正をとってふやしていくというような形で考えていますけれども、当初は予防について話し合う、その年のまとめをするということで2回の予算をとってございます。

以上です。

委員長 外に質疑ございませんか。

君嶋委員 予算書の 128 ページ、1 点が学校評議委員制度事業。学校評議委員事業って来年度から、28 年度から廃止にならないんですけ。評議員制、何かちらっとそういう話が聞こえてきたんですけれども、その点について、これ廃止になれば予算上げる必要ないし、それに代るものが出ているのか、その点についてまずお伺いいたします。

学校教育課長 学校評議委員制度でございますけれども、各学校に原則 5 名ということで評議委員さんいらっしゃるんですけれども、この間規則の改正というか、したところなんです、瓜連に関しましてはこれからご説明、ご報告するところなんです、学校運営協議会というものができるので、廃止ということで評議委員さんを置かない形になります。それ以外の学校につきましては、今までどおり学校評議委員というものを置くような形で今年も予算計上をさせていただいたところです。

以上です。

君嶋委員 じゃ、瓜連小学校、瓜連地区だけが評議委員を廃止して運営委員という形をとるといってよろしいですか。

学校教育課長 おっしゃるとおりでございます。

君嶋委員 了解しました。

じゃ、もう 1 点、やはり一番下に教育支援センター設置事業ということで、この事業説明書にも書いてありますけれども、この説明書の中で見ると、不登校、平成 26 年が 408 件、平成 27 年が 550 件の状況ということで報告が上がっていますけれども、この 140 件以上近いこういう不登校生が出てきているということに対応をどのようにしてきているのか、その点についてお伺いをいたします。

指導室長 ここに上がっております数字につきましては、この教育支援センターにおいて不登校の案件として相談があったという案件でございます。ですので、不登校者数がこれに該当するというわけでは、まず一つ、ございません。

ただ、不登校児童生徒がふえているという実情につきましては、それぞれの学校の喫緊の課題でございますので、このことにつきましてはまず学校のほうでは心の教室相談員さんや緊急スクールカウンセラー等の県の事業、それから市の予算措置をとりまして各学校に配置をして、心のケアにつきましては対応いただいているところです。

また、教育支援センターにおきましては、こちらにもありますように、専門的なカウンセラー 2 名、教育相談員さんのほうで 4 名配置しておりまして、随時相談を受け付けている。

さらには、現在学校のほうのニーズも高まってきておりますので、学校からの要請に応じて学校に派遣をして、専門的な対応ということでこちらのほうも今対応を進めているところでございます。

以上です。

委員長 よろしいですか。

外に質疑ございませんか。

萩谷委員 このいじめ調査委員会、先ほど副委員長から話ありましたが、委員が

5人となっていますけれども、どういう方が委員になっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

学校教育課長補佐 いじめ調査委員会のメンバーでございますけれども、ただいま委嘱をさせていただいていますのが弁護士の方、それから医師、それから教育支援センター関係でセンター長、それからカウンセラー、それから県の中央児相の担当の方、それから学校長、それから教育委員会から教育長という形で入っております。

以上でございます。

萩谷委員 わかりました。

委員長 何か今5名以上いませんでしたか。もう一度お願いします。

学校教育課長補佐 予算に計上されていますのは、報酬が発生する方のみで計上させていただいておりますので、こちらが委嘱させていただいたのは今の7名という形になります。補足いたします。

委員長 外にございませんか。

副委員長 今の方の中に、これは全部男性ですか。女性はおりませんか、一人も。

学校教育課長補佐 ただいまカウンセラーさんが女性ということになっております。

それから、あと中央児相とか、相談所につきましては人事異動により男性、女性かわりますけれども、現在はそちらは男性になっております。

委員長 よろしいですか。

副委員長 女性が入っているということで、ちょっと安心いたしました。

以上です。

委員長 外にございませんか。

大和田委員 128ページの教育指導費の英語指導助手の384万円というところと、一番下に英語指導助手派遣ということで2,017万円という計上があるんですけども、英語指導助手派遣というのはどういった内容なんでしょうか。

学校教育課長 上の英語指導助手という方はお1人、中学校になりますけれども、中学校を巡回してやっただけという方で、市の直接雇用の方でございます。

それから、下、委託料、英語指導助手派遣というのは、小学校等を回っていただくということで8名おりますけれども、小学校4名、中学校4名ということで、これは委託業務になりまして、ハートコーポレーションというところに委託をして派遣で出していただいた指導員の方を小学校、中学校に配置しているものでございます。

以上です。

大和田委員 その件で続けてなんですけれども、助手派遣は小学校4名、中学校4名ということなんですけれども、小学校4名で回るということは月何回ぐらい回っている現状なんでしょうか。

指導室長 小学校の小学校外国語活動に関する対応ということで派遣をしております。小学校外国語活動につきましては、各学級のほうで週1時間、年間35時間の授業ということになっておりますので、大体1人のALTさんで週に2校から3校を回るような形で対応をしております。

また、それでも実は週 35 時間というのは超過する時間になっておりますので、那珂市のほうでは小学校 1 年生から 4 年生までもあいている時間で対応していただくようお願いをして勤務しているような状況でございます。

以上です。

委員長 よろしいですか。

外にございませんか。

(なし)

委員長 じゃ、続いて 9 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費、2 目教育振興費について説明を求めます。

学校教育課長 130 ページになります。

9 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費 2 億 292 万 5,000 円。こちら、昨年度に比べ 3,370 万 5,000 円の増となっておりますけれども、理由といたしましては、132 ページに小学校施設整備事業といたしまして瓜連小学校のプールの解体撤去費用として 4,350 万円を計上しているため増額となっております。小学校のプールにつきましては、破損しているもの、それから廃校となった学校のものから段階的に解体撤去を計画しているところでございます。その前ページの小学校施設管理事業で、3 年に一度の定期報告のための点検というものが 28 年度はございませんので、720 万円ほど減額となっておりますので、増加額はその差額というような形になってございます。

次に、136 ページをお開きください。

2 目教育振興費 7,862 万 9,000 円。こちらは昨年に比べ 4,462 万 1,000 円の増となっております。これは、昨年 12 月の定例会で債務負担行為のご承認をいただきました教育用コンピューターの借り上げ料及び導入費用として 5,319 万 5,000 円、これは昨年度より 3,989 万円の増ということと、それから昨年度受給者がふえまして、昨年度より 835 万 8,000 円増加している就学奨励事業、こちら 1,449 万 7,000 円でございます。この 2 つが主な要因となっております。減額として理科教材の整備事業というのが 1 年置きということで、昨年 130 万 5,000 円計上していたのが今年上がっていませんので、その差額分が増額という形になっております。

以上です。

委員長 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

君嶋委員 予算書の 132 ページ、先ほど課長の説明がありました小学校施設整備事業、瓜連小学校地区のプール解体費、この金額が 4,350 万円、普通の解体から比べると金額が大分大きいかなと感じるんですが、その点についてどういう工事を行うのかお伺いをいたします。

学校教育課長 こちら、小学校のプールでございますけれども、当初は現在のプール、それから脱衣所とかそういったところ、建屋も含めまして 800 万円ぐらいの予算を組んでいたところなんですけれども、あそこのプールにつきまして、プールの下

に元町営プールだったプールがさらに埋まっているということで、跡地を何かに使うにしてもまずそれを撤去しなければ整備ができないということもございまして、あと駐車場のほうにも昔町営プールであった小さいプールが2つあるということなので、そちらも掘り起こして全部撤去するということになりましたので、金額的にかなり高額なものになってしまったというところでございます。

以上です。

君嶋委員 そうすると、当時元のプールの上にそれをつけてつくったという感じですね。

ということは、今ではちょっと考えられないですけれども、そういう廃棄物になるものを埋めたそこへ施設をつくるということは、じゃ今回は全部それを撤去して、そこへ低いところも全部ならしてやるということで、その予算も全部入っての金額ですか、これは。

学校教育課長 簡略的な整地まで含めての金額になっております。

委員長 よろしいですか。

君嶋委員 もう1点、すみません。136ページのちょうど中段に、スクールバス運行事業、この点について委託料として2,141万6,000円、これ何台バスを動かして何日間、できれば子供の学校が休みだったら春休み、夏休み、冬休みは運行しないと思うんですが、何日間のぐらいの運行の日程で予算を組んでいるのか、お伺いをいたします。

学校教育課学務・施設G長 スクールバス運行事業につきましては、横堀、下江戸地区、本米崎地区でございますが、どちらも2台ずつ運行してございます。日数につきましては、おっしゃるとおり夏休み期間中、あと土曜日、日曜日を除く全ての平日、あと学校に関する事業のときに運行してございます。

以上です。

君嶋委員 それはわかるんです。大体日数って何日間こうできているかということで日割り計算をすれば大体予算もわかると思うんですよね。ですから、休みが夏休みとか冬休みとか、これは誰でもわかるし、土日が休みだというのもわかるので、運行していないというのは誰でもわかるんですよ。ただ、平日とすると何日間の運行で予算を上げているかということを知りたかったので。

学校教育課長 おおむね180から200日程度ということで考えてございます。

委員長 よろしいですか。

外にございませんか。

議長 各学校の管理事業の中に、ピアノの調律が安いところは2万5,000円、高いところは4万円、これ台数の違いなのか、それとも各学校で調律師さんを頼むときにそれだけの差が出るのか、その辺のこととお聞きします。

学校教育課学務・施設G長 各学校、グランドピアノとアップライトピアノ、これの台数の差によって違ってございます。

以上です。

委員長 外にございませんか。

大和田委員 132ページの小学校施設補修事業の修繕料が1,040万円とあるんですけれ

ども、その修繕の内容はございますでしょうか。

学校教育課長 修繕の内容といたしまして、建物、それから設備、放送設備とかそういったものもありますけれども、そういったところですね。それから、建物フェンスとか校舎の傷み、あと雨どいとか屋根とかそういった部分の補修になります。

以上です。

大和田委員 では、今のところ要請があればというような予算なんですか。場所は。

委員長 具体的にあるのかという話ですか。

大和田委員 具体的にあるのかということ。

学校教育課長 毎年要望とか出していただきまして、それを優先度の高い順に処理をしているような状況でございます。具体的に現在は今年度要望が出てきたところについてはほぼ修繕は終わっているという状況でございます。

大和田委員 私ちょっと学校関係いっぱいやっているの、よく体育館の屋根が雨が降っているのに雨の日に使えないということでいろいろあったので、こういったのが上がっているのかなと思ってお聞きした次第なんですけれども、今年度はまだ上がってきていない状況ですか。

学校教育課長 雨漏り等に関しましては、なかなか修繕費等で対応するのが難しいような部分もございまして、大規模改修とかそれから別枠で予算をとってというような形で、東小のほうも雨漏りの修理ということで別枠で予算をとってやったりというような形をしております。一般の修繕費ではなかなかそこまで回り切らないというのが実情でございます。

委員長 外にございませんか。

富山委員 単純な質問で申しわけないですが、137 ページ、教育振興事業費、各学校ごとに並んでいますよね。これは単純に子供の数でこのような予算になっていくのか、ちょっとお伺いしたいんですが。

学校教育課長 学校の規模というのもありますけれども、各学校で要望というのを年度ごとに出していただきまして、それを精査して金額等のほうを決めさせていただいております。

富山委員 学校のほうとの要望とのすり合せがあるのであれば、ありがとうございます。

委員長 外にございませんか。

(なし)

委員長 暫時休憩いたします。再開を 11 時 15 分といたします。

休憩 (午前 11 時 04 分)

再開 (午前 11 時 15 分)

委員長 それでは再開します。

続いて、9 款教育費、3 項中学校費、1 目学校管理費、2 目教育振興費、3 目学校建築費について説明を求めます。

学校教育課長 138 ページになります。

3 項中学校費、1 目学校管理費 1 億 456 万 9,000 円。昨年と比べまして 1,833 万 7,000 円減額となっておりますけれども、これは施設管理事業において、小学

校と同様に3年に一度の定期報告点検というものが28年度はなく、その分減額1,300万円。それと、平成28年度は中学校の教科書改訂がございまして、それに付随した教師用教科書というものを27年度予算で865万円上がっていたものが今年はないということでの減額となっております。

続きまして、142ページをお開きください。

2目教育振興費5,230万5,000円。昨年度に比べて2,344万6,000円の増となっておりますが、こちらは小学校同様、教育用コンピューターのリース料等で昨年より2,085万8,000円多い3,014万4,000円を計上しております。それから、就学奨励事業、こちら昨年度より352万3,000円多い1,239万9,000円となっているのが主な増額の理由でございます。

続きまして、143ページ。

3目学校建築費1億6,608万6,000円。瓜連中学校校舎耐震補強工事となっておりますけれども、瓜連中学校に関しましては耐震補強の部分は27年度で完了しておりますまして、28年度はそれに伴った大規模改修ということで、2期目の工事費となるものでございます。

以上です。

委員長 説明は終わりました。

質疑ありませんか。

君嶋委員 予算書141ページ、運動部活の外部指導者、この予算33万1,000円の計上、報償費、これ何名の外部指導者がいて、どこの中学校に配属しているのか、担当しているのか、お伺いをいたします。

学校教育課長 こちらでございますけれども、まず金額的なものといたしましては1回3,000円ということの27回掛ける4名分ということでとってございます。現在、3名いらっしゃいまして、柔道が一中と四中、それから剣道が三中という形で配置をされております。

以上です。

君嶋委員 その外、バスケットとか野球とかは全然ないということでもいいんですね。

そうすると、剣道、柔道、そういう武道関係の指導者ということで。

学校教育課長 安全面の確保という競技の特徴的なものでもあるかと思うんですけども、専門家がいての安全確保ができるということで、柔道、剣道ということで、ほかのものに対しましてはボランティア等で来ていただいている方もいらっしゃるようですけれども、特にここの派遣支援という事業の中では対象としておりません。

以上です。

委員長 君嶋委員、よろしいですか。

外にございませんか。

(なし)

委員長 では、続いて9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費について説明を求めます。

学校教育課長 144ページをお開きください。

4項幼稚園費、1目幼稚園費2億127万4,000円。昨年と比べまして、2,788万7,000円の増となっておりますけれども、これは昨年額田保育所の民営化によりまして保育所にいた正職員保育士が幼稚園に異動になったということがございまして、それと新規の幼稚園教諭が2名採用になっているところなんですけれども、職員が4人増となったため、共済費を含めた職員人件費が約2,500万円増という形になっているものでございます。

それから、148ページになりますけれども、廃園後の額田幼稚園の園舎につきまして、跡地利用ということもございまして園舎の解体撤去費用、こちら1,277万7,000円を計上しているためでございます。正規職員がふえたことによりまして嘱託の園長を含め臨時職員の人数は減となっておりますので、そちらの人件費は660万円ほど減額という形になっております。

以上です。

委員長 説明は終わりました。

質疑ございませんか。

じゃ、すみません、私から。平成31年度に公立幼稚園が1園になりますよね。それに向けて職員の雇用先といいますか、これから幼稚園がなくなっていった、それはどうされる予定なのか、ちょっと参考までに聞いておきたいんですけども。

学校教育課長 まず、現在担任の半数が臨時職員ということもございまして、統合になった際には担任は全て正職員という形でやっていければと考えております。それから、障害児であるとか、預かりという部分については臨時さんもそのまま雇用の必要がございます。

あと、現在保育士と幼稚園教諭というのは両方免許を持っている者がほとんどでございまして、市におきましても人事交流ということで毎年1名ないし2名程度保育所と幼稚園の入れかえをやっているところなんですけれども、保育所のほうは正職率が3割にも満たないというようなところもありますので、そちらと調整を図りながら雇用のほうは確保していきたいと考えております。

以上です。

委員長 1園になっても今の最低でも正職員の方は確保できるということなんです。

もう一度、課長、すみません。

学校教育課長 はい、正職は全部そのまま職員として継続して勤務という形になります。

委員長 わかりました。

外にございませんか。

(なし)

委員長 それでは、続きまして9款教育費、6項保健体育費、2目学校給食共同調理場費について説明を求めます。

学校教育課長 160ページになります。

6項保健体育費、2目学校給食共同調理場費4億5,770万2,000円。こちらは、昨年度に比べまして8,077万9,000円の減という形になっております。

これは主要事業説明書の143ページのほうにその内訳を載せているところでご

ございます。143 ページ、よろしいでしょうか。

修繕費について、28 年度は回転釜であるとか、シャッター、エアカーテン等の入れかえということで計上をしているところですが、27 年度高压洗浄機等大型の洗浄機 4 台の入れかえというものがございまして、それに比べると 9,300 万円ほど少なくなっているという形で減となっているものでございます。

以上です。

委員長 説明は終わりました。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 以上で質疑を終結いたします。

続きまして、那珂市学校運営協議会規則の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。

学校教育課長 資料の 22 ページになります。

委員長 常任委員会資料ですね。

学校教育課長 すみません。常任委員会のほうの資料の 22 ページになります。

委員長 二十何ページがいくつもあるので、後ろのほうの 22 ページ、後ろから 5 枚目ぐらいの。よろしいでしょうか。

はい、お願いします。

学校教育課長 すみません。那珂市学校運営協議会規則の制定について。

こちらは先ほど学校評議委員のところでもちょっと出ましたけれども、那珂市の教育委員会におきましては、白鳥学園、瓜連小中、こちらにつきまして平成 26 年度から 2 年間文部科学省のコミュニティ・スクールの研究指定校ということで学校運営協議会の導入に向けて地域代表、保護者代表、学校代表の方々による推進委員会を組織して先進事例等の研修や組織体制づくりの研究などの準備を進めてきたところでございます。その研究成果を検証し、平成 28 年度から学校運営協議会としてスタートすることといたしました。

その決定を受け、平成 28 年度から白鳥学園に学校運営協議会を設置するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 の規定に基づき、那珂市学校運営協議会規則を制定いたします。この規則の制定に伴い、那珂市学校評議委員の設置を規定する那珂市立学校管理規則の一部についても改正するところでございます。

1 枚めくっていただきまして、その前にまずコミュニティ・スクールというところなんですけれども、新しい議員さんもいらっしゃるので、この学校運営協議会というものを設置している学校を指してコミュニティ・スクールというような位置づけになっております。瓜連地区、小学校 1 校、中学校 1 校ということでそれぞれが 1 校しかないということもありまして、瓜連を研究指定校ということで 26 年、27 年と推進会議を持って検討をしてきたところです。28 年度から本格実施ということで、その運営協議会の設置規則を今回定めるものでございます。

まず、協議会の目的としましては、第 2 条、協議会は学校運営に関して那珂市教

育委員会及び校長の権限と責任のもと、保護者及び地域住民等の学校運営への参画の促進及び連携強化を図ることにより、学校と地域住民等との信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とするところでございます。こちらは教育委員会で学校を指定する形になります。

運営協議会の委員さんとしましては、第4条、そこに7項目ほどありますけれども、地域の住民の方、保護者、それから校長、教職員、学識経験者、行政機関の職員ということで、今のところ学校教育課指導室のほうが当らせていただいているところでございます。

定員としまして各指定学校につき15人以内。それから、任期としましては2年。再任は妨げないというところでございます。

それから、次のページになります。

第9条、じゃ、どういったことをやるのかというところでございますけれども、指定学校の校長は当該指定学校の運営に関して、毎年度次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の協議会の承認を得なければならないというところで、6項目上がってございます。教育目標及び学校経営計画に関すること、教育課程の編成に関すること、組織編成に関すること、学校予算の編成及び執行に関すること、施設管理及び施設設備等の整備に関すること、その他教育委員会が必要と認める事項ということで、こういったことに関して学校側が提案したのについて運営協議会のほうで承認するという形をとるものでございます。

11条に、協議会は毎年度1回以上当該指定学校の運営状況について評価を行うというところもございます。

あとは、指定の取り消し、それから委員の解任等についての記載がございます。こちらの庶務につきましては当該指定学校において処理するというところで、附則といたしまして、平成28年4月1日から施行するという形になります。

以上でございます。

委員長 説明は終わりました。

質疑ございませんか。

じゃ、すみません、私から。

この運営協議会はコミュニティ・スクールと今までの評議委員制度との違いがちょっとよくわからないんですが、私どものこの委員会で勉強してきたコミュニティ・スクールというのは、こちらの今規則でいう第9条の学校長がいろいろな方針を作成して協議会の承認を得るといふものなんですが、コミュニティ・スクールの中では、これというのは一部なんですよね。それ以外に、学校ができないことを地域の人が何かをやるとか、つまり学校がやらせるものでもなく、市民がやらされるものでもなくというのがコミュニティ・スクールの基本的な考えで、そういうことでこれからも瓜連の研究の中でぜひ進めていってくださいというようなこととお話ししたつもりがあるんですが、何かこれを見ると、ただ学校のいろいろな計画に関して協議会が承認するというふうにだけしか見えないんですが、コミュニティ・スクールの成果を検証してというお話が先ほどございましたが、具体的

にコミュニティ・スクールとしてどのような事業をされ、そしてこの運営協議会がどのようにこれから引き継いでいくのかという部分についてちょっと教えて頂けますでしょうか。

指導室長 それでは、この学校運営協議会につきましては、いろいろな計画を立てたりとか、今後学園、学校としての方針をみんなで共有をするというまず組織でございます。今瓜連小中学校でやってございますのは、このことを受けて具体的にどういうものができるのかということをそれぞれの部会に分かれて今取り組んでいるところでございます。

今年度は調査2年目ということで、一応その準備期間が終わるわけですがけれども、今年度やった内容といたしましては、一つには地域とそれから保護者、児童生徒、小中学校が一緒になっての防災キャンプ、こちらのほうで実際に震災のときに寝泊りをしたような、そういう体験活動をしたり、そういうときの対応ということをやりました。また、瓜連小学校のほうでは、図書館整備事業で地域の人たちが今度そこを活用して地域のコミュニティとしての位置づけができるようなものができるんじゃないかということでの取り組みをしております。さらに、校庭、施設等の除草や清掃作業等にも協力をしていただいております、そういう一つ一つの3つの部会でそういうようなことで計画をして今進めているところでございます。

また、評価部会というものを立てておりまして、これは学校とそれから地域の方々で評価項目をつくって、今年度の取り組み、さらにはこれからのどういうことを求めていくかということについての評価検討というのを進めているところでございます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

そうしますと、ちょっとニュアンスというか、ちょっと違うかもしれませんが、今の最後の評価部会というのがこの何か学校運営協議会のような気がするんですね、聞いていて。最初の学校のいろいろな図書館の行事だったり、先ほど、最初何て言いましたっけ、最初のほうは何部会の。

室長、もう一回。

指導室長 防災キャンプのことですかね。

委員長 ありがとうございます。

そういったものがこの協議会の規則には盛り込まれないんですかね。そういったことをやるとか、具体的に何をやれというのは必要ありませんけれども、何かちょっとこの規則だけではコミュニティ・スクールとはちょっと何かかけ離れてしまうような気がするんです。

どうぞ、室長。

指導室長 コミュニティ・スクールの場合には、那珂市の中でも何校か当然でございますので、その学校ごとの特性または要望に応じて、これをやりなさいということではなく、あくまでも学校とそれから地域の話し合いによって何を進めていくかということを考えていく、そういうものであるというふうに考えてございます。ですので、

防災キャンプも今年やったからといって来年もどうなのかということは見直しながら進めていくところでございますので、具体的な取り組みについてはそれぞれの学校、地域に応じた取り組みということで、大きな運営協議会としての今回は規則としてまとめているものというふうに認識してございます。

委員長 いや、ですから、別に防災キャンプというものを規則に入れなさいということを行っているんじゃないくて、そういった地域と学校とが話し合いをして、こういうことを地域でやっていきましょうねというようなものがこの規則の中には入らないんですかということをお聞きしているんですけれども。

何かこれだけ規則を見ると、学校長が方針を作成して協議会の承認を得るというような規則になっているような気がするんですね。じゃなくて、私が言っているのは、いわゆるコミュニティ・スクールですよ、地域との。そういったものを運営協議会でもやっていきますよというものがこの規則の中には入らないんでしょうかということなんです。

学校教育課長 こちらですけれども、協議会の目的というところで先ほど第2条のところにあったかと思うんですが、一応ここに書かれているような提案をして評価とか承認をするという部分がございますけれども、それをもとにコミュニティ・スクールというのが運営協議会を置くところという形にはなっておりますけれども、実際に議員さんたちは視察とかもされておわかりになっている部分があるかと思うんですが、文章とかそういうので決められたことではなくて、学校と地域がいろいろな話し合いとか連携を図っていく中で、地域が何ができるかとか学校がどういう問題を持っているかとかそういった部分について、それぞれの学校で検討していくというようないい形ができていくところがあるわけなんですけれども、そういったものを目指して、基本的にこの運営協議会のやらなくてはいけないこととか、最低限度やる部分というのが今回の協議会の規則というところで、それに付加価値とか、それぞれ今後学校とか何かに応じてもっとできること、やれることというのはコミュニティとか、学区とかそういったところでさらに深めていくというような形になってくるかと思っています。

委員長 目的がありますよね、第2条に。目的があって、今度、じゃ手段みたいなものがないんですよね。だから、目的があるのに、こういうふうにしてやっていくとか、こういうふうな考え方とか取り組み方とか、先ほど言いましたけれども、具体的に何をやれと、そういうことを言っているんじゃないくて、こういう保護者及び地域住民との学校運営の参画の促進、連携強化を図ることにより云々とありますけれども、最後に児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とするという、そういう目的があるのに、何か一方的にただ学校のあれを評価することだけが運営協議会みたいに、この規則を見ると思ってしまうんですけれども、私の勘違いなのか。

教育部長 すみません。この学校運営協議会のほうでは、法的な権限ということで運営協議会による学校の経営方針の承認というのが法的な裏づけになっておりますので、この規則の中にはその部分は最低限盛り込んでいるということです。

それに基づく具体的な活動等については、今室長なり課長からあったように、こ

の協議会設置の目的に合った活動についてはそれぞれの学校、学園の中でこういった取り組みができるのかということ、その中で細かい事業等については話し合いをしながら進めていくということになります。ですので、この協議会の規則の中に、細かい取り組み内容とか、こういった例えば何々事業とかそういった具体的などころまで入れていないということになろうかと思えます。

委員長 ご説明はよくわかりましたが、何かこう運営協議会が評議委員制度にかわってこの運営協議会というものができて、学校の運営により一層住民がかかわっていきますよというものなんだと思うんですけども、本来の意味の、私何度も言いますが、コミュニティ・スクールという部分で地域の住民がかかわって学校の子供たちのためにこれをやるんだ、学校はこれができないからぜひ地域でお願いしますよといったものをやらなければ、運営協議会にしてもただこう学校がやることの何かお目付役みたいなふうな規則だけをつくっても、何て言ったらいいんでしょうかね、ちょっと難しいんですけども。確かに、法律で定められた規則だけなんですよということなんですけれども、具体的に部長が説明されたようにこういう取り組みを地域で話し合って、何をやるじゃなくても、話し合っていきますよというものがこの規則の中になかったら、何か形だけのこの文書で終わってしまうような気がするんですね。どうでしょうか。

教育部長 すみません。具体的な取り組み内容につきましては、9条のほうでこちらの基本的な方針の承認という規定がございますけれども、ここの（第1号）、こちらのほうで教育目標と学校経営計画ということの中に、そういった細かな各学校の取り組みというのは、具体的な事業なり施策のほうはこちらのほうに入ってくるんじゃないかと思っています。この中で、全体の学校の経営方針という形の中で共有をしながら取り組んでいくということになろうかと思えますので、この中で読み込んでいくという形になろうかと思えます。

委員長 読み込めないんですけども。ごめんなさい、しつこくて。これは学校長が方針を作成するんですよね。地域の意向はここに酌みとってもらった上で学校長が方針を作成するというふうに考えるべきなんですね。

副市長 教育委員会なので執行部のほうで口を挟む権限ではない部分があると思うんですけども、例えばこの9条の書き方、基本的な方針の承認をできると、これ大きなこの協議会の役割なんだと思うんです。例えば、例えがいいのかどうか、我々この市の運営については市長が、我々市長の代理も含めて職員、執行部のほうが予算、事業計画をつくって、議会に承認していただきますよね。要は、議会の承認がないとこれはやはり事業も執行できないし、どんなものにどういうお金をどういう時期に入れてやるかというのもなかなか決まらない。

ここで言われているのは、もともとは学校長はこういった事業なり学校の運営、どういう行事をいつどういうカリキュラムに入れてやるか、そういった議会に承認いただいた市の予算をどういう配分でどういう時期に使うのを決める権限があるわけですけども、それに対してここでこの会議の中で協議の承認を得るということが入ったということは、例えばさっき言ったような防災の訓練、あるいは想定され

る地域の文化伝承のような行事をこの時期に入れたいんだけどもといった場合に、こういうところでこの協議体の中で、そこでは合議をして、いやもうちょっとその予算を使わせてくださいとか、この時期はこういうカリキュラムにずらしてできないとか、そういう協議が具体的にはなされるんだと思うんです。

ですから、具体の事業名とか、どういう項目を協議することとか本来は何かこう目途みたいなものも入ってもいいのかもしれないけれども、この中で読めるような形にはなっているんだと思うんですけれども。

以上でございます。

委員長 わかりました。なっているということで了解しました。何が言いたいかだけわかって頂ければそれで結構です。ありがとうございました。

外にございませんか。

萩谷委員 いや、私もこれ久しぶりに教育厚生に戻ってきたんですが、ここで今ちょっと委員長が大分長くいろいろやっていたけれども、もう学校評議のことから始まって今やっていたみたいですが、やはりこれは私ちょっと初めていろいろ見させていただいたんですが、これももとはやはり昔私の小さいころというのはこういう形の地域だったんですね、実際。ところが、今どんどんどんどん変わってきて、こういう地域との触れ合いがなくなっているということを取り戻そうということですか、これは。ちょっと聞きたいんですが、どうなんでしょう。

学校教育課長 昔を取り戻すかどうかというところはちょっとわからないんですけれども、今の文部科学大臣、馳さんですけれども、その方が「次世代の学校・地域」創生プラン（馳プラン）ということで提唱されていて、その中で社会に開かれた教育課程、それから地域に開かれた学校というようなところを目指すということで、確かに昔は学校と地域というのがいろいろ助け合っていた部分はあるかと思うんですけれども、そういったところを目指しているんじゃないかと思います。学校だけではできない、先生たちも限られているような形になっていますし、地域の方のご協力を得ながら、あとは子供たちの見守りとかそういったものも含めて、地域と連携して連絡をよく意思疎通をとりながらやっていきたいということを目指してのものかと思います。

萩谷委員 私もそういうような気がするんですよね。こういうことを言っているかどうか分かりませんが、私が小さいころは、特に小学校ですね、先生方は家庭訪問みたいな形で、定期的じゃなくて本当に不規則に顔を出し親と話ながらやっていたと。例えば親と酒飲みしながらやっているくらいな、先生が親しみを持って親と触れ合っていたと、そういう時代だったんですね。少しでもやはりそういう形が先生方もまずこれは思わなければだめだと思っていますよね、校長さんばかりでなく先生方が。親としっかり触れ合って子供を把握していくという教育に少し戻すということは大変大事なことだと思うんですけれども、こういういろいろ何条、何条となっていますが、やはり先生方も保護者の皆さんと触れ合う機会をたくさんつくるといふことも大事なことだと私は思うんですよね。

確かにこれいろいろつくってしっかりやるのはいいことでしょうけれども、基本

的にはそっちのほうから行って、これももちろんやるのもいいでしょうけれども、先生方もそういう努力をしていく。昔よりは多分忙しいのかなとは思いますがけれども、いろいろな面で。それでもやはり親と触れ合いながらやるというのも学校の教育、子供さんに対する教育も把握できるのかなと思いますし、そういう意味でこれができるならばまことにいいことかなと思っています。そういう意味で、よろしくお願いしたいと思います。

委員長 答弁はよろしいですか。

外にございますか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続きまして、那珂市公立幼稚園の再編についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。

学校教育課長 資料の 27 ページをお開きください。

公立幼稚園の再編につきましては、常任委員会等でも 3 度ほどご説明をさせていただいて、現在 6 園幼稚園がございます。28 年 4 月には額田が統合になって 5 園という形になるんですけども、それを平成 31 年 4 月を目標に 1 園にするというようなところまでは常任委員会等でご報告させていただいて、ご了承いただいているところかと思うんですけども、その経緯を踏まえた上で、幼稚園対策協議会とか、それから小中学校等建設準備委員会というものを何度か開きまして、資料の最後 29 ページに今までの協議の経過を載せてございますけれども、こういった形で協議をしてまいりました。準備委員会のほうで決まったこと、それでそれを庁議にかけまして教育委員会のほうでもご承認をいただいて、きょうの報告となっているところでございます。

まず、規模でございますけれども、定員が 210 名ということで、1 クラス 35 名の 3 クラス、2 学年、4 歳児、5 歳児というところでございます。

平成 31 年度に公私の保育料というものが同一になります。現在は、急激に上がることを避けまして、段階的に毎年上がっているような状況でございます。31 年度には同一料金になるということもありまして、公立を希望される園児が減少傾向になっている。それから、私立を希望する園児は増加。ただ、全体として言えることは、児童数の減少ということで、31 年度、さらにその後につきましては子供の数がずっと減ってしまうという前提条件があつての統合というところでございます。

公立幼稚園につきましては 4 歳児、5 歳児ということで、3 歳児保育は実施しないという結果になりました。

候補地といたしまして、以前に 3 カ所ほど、神崎、それから芳野、菅谷というような形で大ざっぱな報告をさせていただいたところなんですけれども、今回幼稚園対策協議会、それから建設準備委員会、さらには専門部会というところで協議をいたしまして、菅谷の、その次の 30 ページに住宅地図ですけども、載っているところでございます。これはすぐこの窓から見てその職員駐車場ですね。市役所北側、右側下に郵便局、それから左のところに慶和病院というのがいるかと思うんで

すけれども、職員駐車場の奥の部分でございます。ここの2筆、片方は一部になりますけれども、そこを使用して新たな那珂市の公立幼稚園を1園建てるというものでございます。

面積としましては、おおむね8,000平米程度を想定してございます。

公立幼稚園の建設候補地の選定につきましては、建設準備委員会の専門部会において文部科学省が示す幼稚園の整備指針、それから市内の私立幼稚園や保育園、それから市立の保育所の位置状況、それと各地域のゼロ歳から5歳までの人口分布等を考慮しまして、さらにやはり全体で一つというときにはどこからも距離的に公平、要するに通園の時間ですね。そういった部分が公平になるように中心部がよいというような意見が強くございまして、検討をしたところでございます。

次の28ページになりますけれども、公立幼稚園に適さない地域というのが指針に入っておりますので、それらを除外して、さらには除外された以外のところで市有地、市の土地及び幼稚園、小学校、幼小連携というのを幼稚園ではかなり重要視しておりまして、小学校の近くというものも選定条件の一つに入っていたところでございます。そのところを検討しまして、最終的に3つのところに絞ったところでございます。

専門部会の中では、神崎グラウンドの北、市役所北、それから三中南というところで検討しまして、順位もその順位になっていたところなんですけれども、準備委員会のほうで市役所北につきましては市役所がある、それから病院がある。そういうことから大規模な災害があったときに安全確保がしやすいのではないかと。それから、多方面に道路があるということで避難経路も確保しやすいという安全面で優位的な部分がございます、それを最も重要視すべきじゃないかという意見がございました。それから、先ほど言いましたように、中心地にあるというのが公平ではないかという意見が多くございました。

その後、幼稚園対策協議会、それから保護者へのアンケート、これは実際に入るのは今ゼロ歳、1歳のお子さんをお持ちの方なんですけれども、現在の幼稚園の保護者に対してアンケートを行いまして、そういったところを総合的に判断した結果、先ほど申しました市役所の職員駐車場の北という形に決定したところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、そこに書いてございますように、平成28年度用地の測量、それから不動産鑑定、あと買収、基本設計というところに入ってまいりたいと考えております。実質的には29年度、30年度で設計をして建築、31年の4月にはなんとか開園に持っていきたいということを考えているところでございます。

ただ、再編に関しましては、前にパブリックコメントをやりまして、住民の方にお知らせもしたところなんですけれども、まだまだ住民の方への周知というのが足りていないかと思っておりますので、28年度は住民への周知、広報とかホームページ、説明会、そういったところで住民への周知を図ってまいりたいと考えております。

あと、さらには今回先ほど予算の審議をしていただいたところでございますけれども、この新しい幼稚園に関しては一切予算の計上をしてございません。本来です

と、当初に上げて早速始まらないと日程的にかなりきつい部分もあるんですけれども、一応常任委員会でご報告してからという形をとらせていただきましたので、もしここでご承認頂ければ、通常は6月の補正というのは余りやらないんですけれども、6月に早速測量とか鑑定とか、それから基本設計の部分の予算を計上させていただきますまして、速やかな事業の進行を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長 説明は終わりました。

質疑ございませんか。

12時過ぎましたが、延長させていただきます。よろしく申し上げます。

質疑ございませんか。

大和田委員 ちょっとなりたてなのでわからないことが多々あるので小さなことを少しお聞きしたいと思うんですけれども、再編に伴い、今までの幼稚園というのはどうなっていくのかということと、あと利活用ができなかったのかなということをお伺いしたいんですけれども。

学校教育課長 統合するという始まりの原因があるんですけれども、まず震災で幼稚園、かなり全ての園でダメージを受けまして、後台と横堀に関しましてはもう使えないということで、現在プレハブの利用になっております。毎年リース料金を払って借りているという状況なんですけれども、残りの4園につきましてもかなり傷んでおりまして、耐震基準を満たしていないという部分が多く、応急的に、急には倒れないというような補修をしまして現在利用しているところでございます。

園児数が減っていく中で、それらを全部建て直すのかということもありまして、適正な幼稚園教育を行っていくにはそれなりの人数も必要ということ、それから建築費用、そういったことも考えまして、今回統合という形になっているところでございます。

後につきましては、プレハブについては今後検討ということなんですけれども、内部で学童に使えないとか、補強してなんらかの利用ができないかというような場所もございまして。額田に関しましては、先ほど申しあげましたように、触れ合い広場というようなことで地元のほうで利用されたいということなので、28年度に取り壊し、それ以外の部分につきましては、今後取り壊して学校の駐車場にするのか、それともなんらかの利用を考えていくのかというのは今後の検討になっていくかと思っております。

以上です。

委員長 よろしいですか。

外にございませんか。

君嶋委員 先ほどの説明の中で、後台と横堀、今現在仮設、プレハブでリースですよ。これも年間結構かかっていますよね。ですから、やはりそういう面も踏まえて、できれば早目にどんどん事業化していったほうがいいのかと思うんですよ。統合していかなければならない課題も出てくるだろうし、やはりリースとして2つの建屋を借りているのも、本当に自分のものにならないわけですから、やはりそういう

のを考えてできるだけ早目に進めて頂ければと私は思います。

以上です。

委員長 答弁はよろしいですか。

君嶋委員 要りません。

委員長 いいですか。

外にございませんか。

じゃ、私から。この新しい市役所北の候補地は、市有地ですか。いわゆる那珂市の土地ですか。

学校教育課長 こちらは、民間の方、個人所有の土地でございます。

探した経緯につきましては、市有地で面積が確保できるか、それから市有地の隣接ですね。市有地と何かでこう合せて利用ができるようなところを探したときに出てきたことでございます。職員駐車場がありますので、行事等の際にはそこも使えるというようなことで上がってきた候補地でございます。民間の土地でございます。

委員長 もう1点、すみません。参考までに、31年度に1園になるとすれば、30年度の入園の募集はどういうふうにする予定ですか、今のところ。

学校教育課長 基本的には31年度に1園になるということ、それまでに基本方針とかそういった園の概要を決めまして1園になりますということでの募集ということと考えております。全体として募集するということですね。各幼稚園ごとということではなくて、那珂市1園の、名前はわかりませんが、その幼稚園として。

31年分じゃなくて30年度ということですか。30年度に関しましては、31年度に統合するということもご説明した上で、30年度公立を選ぶか私立を選ぶかというところがあるかとは思いますが、一応ご希望された園児、4歳児が5歳児に上がる時には全部入れるということをご想定しておりますので、その辺は同じような形で現在の幼稚園で募集をかけたいと考えております。

委員長 ということは、30年度は例えばですけども菅谷幼稚園に入ります。でも、31年度はこちらに移っていただきますということになるということですね。

学校教育課長 4歳児で入った方は、次の年の31年度については5歳児は集約した幼稚園に入っていただくという形になると思います。

委員長 わかりました。

外にございますか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて、次第にはございませんけれども、3月10日に発生した給食の異物混入事案について説明を求めたいと思います。

学校教育課長 再度のご報告で大変申しわけないと思っております。

今回につきましては、すみません、現物を見ていただいたほうがよろしいかと思っておりますので、資料を1つ閲覧というか、見ていただくことを許可願いたいんですけども、よろしいでしょうか。

一応、今現物を回しますけれども、写真については資料のほうに拡大したものを
つけてございます。5円玉との比較がありますので、こういった大きさのものか
というのはわかるかとは思ったんですが。

報告といたしまして、大きさ約1ミリメートル、球状の金属ということで、28
年の3月10日瓜連小学校において1年1組のきつねうどん汁の中から出てきたと
いうことでございます。本人は取って残りは食べたということでございますけれど
も、口には入らなかったということで、本人以外のお子さんがそれを見て先生のほ
うに報告をされたということ。その時点でセンターのほうに報告はありませんで、
給食が終わってから1時20分、小学校から異物混入があったということがセンタ
ーのほうに報告があったところでございます。

それから、センターのほうから、これは瓜連センターで起こったものですから、
那珂センターのほうに報告をして、さらにセンター長のほうから教育委員会のほう
に連絡があり、また市長のほうにも秘書課のほうに連絡を取ったというところで
ございます。

その後、センターのほうで瓜連センターを確認しましたがけれども、同様の破損箇
所、それから同様のものを使っている部分がないということで、ちょっとこちらは
一番下にも書いてありますけれども、それが何だったのかというところについて現
在も特定はできていないところでございます。

報告を行いまして、議長のほうにも報告をさせていただき、議員各位のほうにも
第一報ということでこういったことがありましたという報告だけは届いていたかと思
います。今回、報告書ということで上げさせていただいて、現在の段階で油揚げ
と干しシイタケ、考えられる部分について納入業者のほうに混入の可能性について
調査を依頼しているところでございまして、こちらについてはまだ回答が来ては
おりません。今の段階では何だったかは特定できていないところでございます。

度重なるこういったことがございまして、まことに申しわけないと思っております。
よろしく申し上げます。

委員長 説明は終わりました。

質疑ございませんでしょうか。

じゃ、すみません、また私から申しわけないんですけども、これ連絡、その後
の発生してからの連絡はマニュアルどおりきちんとされていると思うんですが、学
校で女の子が食べようとしたときに汁の中にあったということですよ。それに気
づいたということですね。それを担任教諭に友達が報告したと。誰々ちゃんのやつ
に入っていましたよと、それを聞いた担任教諭はどうしたのかというのが非常に気
になるんですけども。つまりほかの子のやつにも入っている可能性って当然ある
わけですよ。そこで、いつの段階で報告したのかというものと、報告を受けた担
任教諭はどうされたのかという部分はわかりますか。

学校給食センター所長 その後の教頭先生からの聞き取りですと、担任はその外の子に
はないというのを確認した上で職員室に持ち帰って、瓜連所属の栄養教諭に託して
瓜連センターに持ち帰ったという流れでございます。

以上です。

委員長 ということは、一たんちょっと待ちなさいとやったということですよ。それで入っていないのを確認した上で、どうぞ食べなさいとやったということでしょう、今の話ですと。

学校給食センター所長 おっしゃるとおりです。

委員長 そうですね。わかりました。

その辺が非常に大事かなという気がするんですよ。いくらその後の連絡がいくらしっかりしたとしても、目の前で物があるのに、それをわかっていて外の子のところには入っていないだろうということで食べさせてしまうということは非常に問題かと思うので、その辺はきちんと担任の先生がやってくださったということによろしいんですね。

あと、混入物が何であるかは特定できていないということなんですけど、これ特定する予定はあるんですか。

学校教育課長 今回に関しまして、前回業者を使って成分の特定等をやっていたところなんですけれども、前はもし飲み込んでしまったら喉を傷つけたとかそういったところもあったんですが、今回異物が小さかったということもあり、例えば間違えて飲んでしまっても生命に重大な危険が及ぶというようなことではない、軽いものだと考えているわけではないんですけれども、成分の特定だけでもやはりこの間4万5,000円ぐらいの金額がかかっているということもありまして、今回は今のところ成分検査に出す予定は立てておりません。

以上です。

委員長 特定できていないのに、飲み込んでも命にかかわらないとなぜそれが言えるのかちょっと疑問なんですけれども、どうでしょうか、課長。

学校教育課長 そうですね。命にかかわらないと断定するわけではないんですけれども、逆に結果論ではあるんですが、今回口の中に入れる前に発見できたということもありまして、成分的に、ごらんのように非常に小さいもので例えばそれが何の金属なのかというような成分検査はできるかとは思いますが、じゃ、一体それが何だったのかというところについては非常に特定が難しくなるのかなということもございまして、必要があればやらなくてはいけないんだとは思いますが、今の段階では出していないというところなんですけど。

委員長 ごめんなさい。私が心配しているのは、飲み込んでも例えばどこにも引っかかずに排出されるだろうというようなことで安全とおっしゃっているのかもしれませんが、何か特定できていないわけですよ。そのものが溶けてしまう可能性もありませんか。そこに非常に危険な成分が含まれていた場合にどうでしょうか。どこにも別に傷はつかないと思うんですけれども、円形でありますし。非常にそれが気になるんですけれども。

どうでしょうか、皆さん、これを軽微なものとして。

君嶋委員 ただ、現物を見ても本当によく見つけたなど逆に私だったらわからないかもしれない、食べてしまったかもしれないというのが実はあるかもしれないですね。

ただ、そこで生徒さんが見つけて、それをきちんと先生に伝えて、食べなかったということは一番よかったことであって、本当に委員長が言ったように、それが物として何だったのかというのは確かに心配かもしれないですけども、でもやはり私個人的にはそこまで、食べなくてよかったなということと、その後対応してくれて学校でもきちんと連絡して、それを調査まではしてきたということで、それでよかったかなと私は思うんですね、今回は。本当に小さいあれだけのやつ、本当に私だったらちょっと気がつかないぐらいのそういうものだったのを子供さん、やはりチェックというか、食べながら気がついて、それだけよかったなということだけまずそれを思って、私はいいと思います。

副委員長 その後の小さいものを食べて云々というのがありますけれども、私はそれが入っていた汁の中に何か溶け出すとか、何か変な金属のあれが溶け出したか何かによって、汁を飲んだために子供さんに何かとは思いますが、今回はそういうあれは何もなかったんですね。

学校教育課長 今回の件につきましては、その後健康被害があったという話は聞いてございません。

委員長 よろしいですか。

じゃ、あと製造業者への混入の可能性については調査依頼中ということでよろしいですか。その報告は後日ありますか。

学校教育課長 結果が出た時点で、常任委員会のほうでよろしいですか。それとも議員さん全員に文書でということのほうよろしいですか。

委員長 いつごろ出ますか。

学校教育課長 1週間程度でわかるということですので、まだ議会開会中ですので、なんらかの形で議員さんのほうにはお知らせしたいと思います。

委員長 わかりました。

じゃ、この案件については全員に文書で報告してございますよね、全議員に。こういう事案があったということは。

学校教育課長 最初にお渡しした簡略な、何日にこういったことがありましたというものは議員さん全員に配って、ファックスで送っております。

委員長 わかりました。

じゃ、最終的には全員にお願いするかもしれませんが、とりあえず委員会、この定例会会期中ということなので委員会のほうにまずご報告をいただきまして、その時点で判断させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

以上で学校教育課所管部分を終了いたします。

時間オーバーいたしまして申しわけございませんでした。

それでは、暫時休憩いたします。再開は午後1時とさせていただきます。

休憩（午後0時13分）

再開（午後0時59分）

委員長 それでは、再開いたします。

社会福祉課が出席いたしました。

議案第 11 号 那珂市障害支援区分認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。執行部より説明を求めます。
社会福祉課長 社会福祉課、内山外 2 名が出席しております。どうぞよろしくお願いたします。

議案書のほう、113 ページをお開き願います。

議案第 11 号 那珂市障害支援区分認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

那珂市障害支援区分認定審査会の委員の定数を定める条例（平成 18 年那珂市条例第 23 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成 28 年 3 月 10 日提出、那珂市長。

提案の理由でございますが、那珂市障害支援区分認定審査会に設置されている合議体の数が平成 28 年 4 月 1 日から 5 合議体から 6 合議体に変更することとなりまして、委員の定数を 25 人から 30 人に増員するために改正するものでございます。

議案書の 114 ページをお開き願います。こちらに改正案がございます。

那珂市障害支援区分認定審査会の委員の定数を定める条例（平成 18 年那珂市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「25 人」を「30 人」に改める。

附則、この条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

次の 115 ページをお開き願います。こちらに新旧対照表。

116 ページをお開き願います。こちらに条例の概要を掲載してございます。

なぜ今回合議体を 5 合議体から 6 合議体、定数を 5 名ふやすかということですが、これは介護保険の件数が多くなり、委員をふやす必要が出てきましたので、実は障害者のサービス内容と量を決めるための審査会というのは介護保険と一緒にやっております。後の 13 号の議案のほうで介護条例の一部を改正する条例案の説明があると思うんですが、介護保険のほうの案件が多くなってきたために、障害のほうは大体年間 90 件から 100 件ぐらいの間で変わりはないんですが、そのため同じ審査会を使っているの、こちらのほうでも条例定めてありますので、変更が伴ったというものでございます。

以上です。

委員長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なし）

委員長 なければ質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

（なし）

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 11 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 異議なしと認め、議案第 11 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第 46 号 平成 28 年度那珂市一般会計予算（社会福祉課所管部分）を議題といたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、3 目障害福祉費、10 目臨時福祉給付金支給費について説明を求めます。

社会福祉課長 予算書の 63 ページをお開き願います。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 7 億 3,514 万 7,000 円。

予算書の 66 ページをお開き願います。

3 目障害福祉費 10 億 9,637 万 8,000 円。前年度の予算額が 10 億 2,911 万 3,000 円ですので、6,726 万 5,000 円の増となっております。この増の主な理由でございますが、67 ページをごらん願います。

67 ページの説明の一番最後の事業、障害福祉サービス給付事業でございますが、この予算が 9 億 1,849 万 4,000 円となっております。昨年のこの事業の予算費が 8 億 5,750 万 9,000 円で、この事業で 6,098 万 5,000 円、同じ事業の比率でいうと 7% の増となっております。実は、この障害福祉に対するサービスは年々 6% ぐらいの率でふえておりまして、これは先ほど説明しました審査会、このサービスを受けるために審査会にかけるわけですが、この件数 90 件から 100 件になっておりますので、毎年この程度でふえているというのは実情でございます。

続きまして、予算書の 69 ページをお開き願います。

説明の上から 3 つ目、障害者差別解消推進事業、予算額 511 万 3,000 円でございますが、こちらが新規事業となっております。この事業につきましては、この 4 月 1 日から障害者差別解消法が施行されますので、それに対応するため差別等に関する紛争の防止または解決を図るための事業で、社会福祉協議会への委託となっております。

予算書の 71 ページをお開き願います。

10 目臨時福祉給付金支給費 6,300 万円。この事業につきましては、補正のほうにもありましたとおり、補正のほうでは 65 歳以上の主に年金者の低所得者を対象としていましたが、こちらのほうでは遺族基礎年金または障害基礎年金を受給している 65 歳未満の方に対して平成 28 年度は支給いたします。この対象者が 800 人いまして、支給金額は 3 万円。800 人掛ける 3 万円で 2,400 万円。給付金合計は 5,550 万円ですので、その差額 3,150 万円につきましては例年と同じように消費税 3% 増税に伴う負担緩和として支給するものでございます。ただ、平成 27 年度は 6,000 円だったのに平成 28 年度は 1 人当たり 3,000 円というのは、実は対象期間が平成 27 年度は 1 年間でしたが、平成 28 年度は平成 28 年 10 月から平成 29 年 3 月までの 6 カ月間のために金額が半額の 3,000 円となっております。この 3,000 円につきましては対象者 1 万 500 人を掛けた 3,150 万円、合せて 5,550 万円がこの事業の給付金となっております。

以上でございます。

委員長 説明は終わりました。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 では、続いて3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費、2目扶助費について説明を求めます。

社会福祉課長 予算書の79ページをお開き願います。

3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費6,404万9,000円。

予算書の81ページをお開き願います。

2目扶助費、予算額4億7,760万円。この事業につきましては、扶助費は生活保護の扶助費でございます。

説明の欄のほうをごらんいただきたいと思います。

今年の平成28年度の扶助費は4億7,760万円。平成27年度に比較して730万円、1.6%の増でございます。生活保護の受給世帯及び受給者数、被保護者数につきましてはここ数年大体225世帯前後、被保護者は300人前後でそれほど大きな変更はございません。ただ、金額等につきましては年々少しずつふえております。

金額の中で主なものは、4億7,760万円のうち、扶助費の上から2つ目、医療扶助費、この金額が2億3,400万円になっておりまして、全体の49%、例年大体50%近くが生活保護を受けている方の医療費にかかるということで、こちらについてはジェネリックを使ってなるべく医療費を抑えるような形で努めているところでございます。

以上でございます。

委員長 ご説明は終わりました。

質疑ございませんか。

議長 すみません、要するに生活保護を受けている人の給付されるお金と、国民年金を一生懸命30年も35年も払って真面目にやってきた人の年とってからの給付される金額がやはり相当ギャップがあると。若いころから一生懸命、農家なら農家をやりながら国民年金を積んで、商売なら商売をやりながら。ところが、片方は変な話ぶらぶらしていたと言ったんじゃない失礼かもしれないけれども、そういう掛金をかけないで、実際生活困ったからって。民生委員さんに言われたんですよ。これはどういったギャップができてしまうのかなと。真面目に積み金を積んでいた人が年間77万円ぐらいで、そういうふうな話があるんだけど、こういう点を国の政策だからと言えればそれまでかもしれないけれども、この辺をどういうふうに捉えればいいのかと私らも民生委員さんに、いやというふうな話をしてしまうんですが、その辺を少し。

社会福祉課長 それでは、今議員さんのほうが言っていましたが、実は今仮に年金をもらう65歳のひとり暮らしの高齢の方、これの扶助費としまして大体食糧費等が2万8,790円、光熱水費等が大体3万4,640円で、この合計が6万3,400円。基礎年金が大体6万5,000円前後だと理解していますので、この分で年金をいただいている方と保護費のこの扶助費の部分がイコールというか近い金額になっておりま

す。実際生活保護を受けている方につきましては、例えば冬ですとこの間に 4,490 円の冬季加算とか、あと一番大きいのは住宅があれば住宅の扶助費ですね。例えばアパートなんか住んでいけば 3 万 5,000 円出てくる。ここに出てこない、何といいましても医療費、先ほども言いましたけれども、医療費の部分がかなり大きいということで、生活保護はあくまでも全額生活保護の扶助費をもらうわけでありませぬ。例えば、生活保護、最低限の生活をしていくために 12 万円が必要だ。でも、働いているけれどもパートしかなくて 10 万円しかパート代をもらえないという場合は、その差額の 2 万円を支給するというのが基本的な考え方です。今持っている基本的な本人の資産を活用して、なおかつ足りない場合が生活保護の扶助費として支給しますよという考え方でございます。

先ほど議員さんから出ましたように、今後の社会保障費として年金、生活保護費がかなり上がっていくということを心配なさっていることだと思いますが、私も 65 歳以下の就労の可能性のあるかたについては就労していただくような形をお願いしていますが、現実にもう高齢の方で本人が働く気があっても雇用される場所がないというところがありますので、そこら辺のすみ分けはきちんとしていきたいなというふうに考えております。

大体年間ですと今 61 件ぐらいの相談件数がありまして、今まで今年度途中でございますが、決定しているのは 30 件、要するにお話をしてみたら、これだったらなんとかなるなとか、少し蓄えがあるからそういう方についてはその蓄えを全部いい形で使ってから来てくださいとか、やはりそういうわけで相談に来た方についても、これだったらなんとかやっつけていけるなというような方がいますし、若い方については生活困窮者自立支援事業の中で相談に 18 件来ましたが、そのうち 2 件の方はハローワークと連携して就労していただいておりますので、やはりこういう形をいくつかの制度を絡ませながら対応していくというのが現状でございます。

議長 やはり担当が言うように、しっかり見極めて適切な配慮をしていただくのが削減の一番大きなあれなんだもので、親身になって、それから働ける人は働いてもらってと、そういうふうなことをこれからもしっかりやって頂ければ、いろいろな方からの不平不満、不公平だろうというようなあれは出なくなると思うので、しっかりとよろしくお願ひします。

委員長 外にございせんか。

萩谷委員 今議長が言ったように、いろいろお話も私もされます。これちょっと見えますと、説明書で扶助費合計が。

委員長 何ページになりますか。

萩谷委員 55 ページ。約 4 億 8,000 万円なんですけど、これ約 300 人と 28 年度のここを見ますと総額で、全部の扶助費を合せて事務費とか合せて、平均で大体これを見ると 160 万円。大体 160 万円 1 人頭年間払っているんですね。それで、次に生活扶助費が 300 人で換算すると月 4 万、48 万くらいですか、これ。1 億 4,200 万円。だから、結構トータル的には、さっき議長が言ったように年金暮らしで困っている人にとっては少しあれかなと思うのは、こういうところから見るとあるような気が

しますが、ただもう4万円ですからね、月、生活費、これ大体4万円ですよ、平均で。どれだけ同じかどうかわかりませんが、ある程度しようがないのかなと思いますし、さっき課長が言ったように、できるだけ働ける人は働いてもらって、できるだけこの対象者、被保護者を減らすように、少しでもしたほうがいいのかと思います。いろいろとご苦勞はしていると思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

委員長 よろしいですか。

外にございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

以上で社会福祉課所管分を終了いたします。

暫時休憩します。入れかえをお願いします。

休憩（午後1時15分）

再開（午後1時16分）

委員長 再開します。こども課が出席いたしました。

議案第12号 那珂市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。執行部より説明を求めます。

こども課長 こども課長の高橋でございます。以下5名の職員が出席しております。よろしく願いいたします。

それでは、議案書の117ページをお開き願います。

議案第12号についてご説明申しあげます。

那珂市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例（平成19年那珂市条例第16号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成28年3月10日提出、那珂市長。

提案理由といたしましては、現在土曜日の開館を行っております那珂市地域子育て支援センターの開館時間及び休館日について、現状の運営状況に合わせて時間の変更及び土曜日を開館日とするために条例の一部を改正するものでございます。

ページをめくりまして、118ページが改正条例案、119ページが新旧対照表、120ページが改正条例案の概要となっております。

120ページをごらんいただきたいと思います。地域子育て支援センター「つぼみ」につきましては、平成26年度以前は隔週で土曜日を開館しておりましたが、平成26年度より毎週土曜日を開館し、土曜広場や父と子の広場などの事業を実施しているところでございます。土曜開所が始まり2年が経過しましたので、今回設置管理条例の休館日から土曜日を削除し、開館日とする改正を行うものでございます。

また、保護者の方に子育て支援センターを安心してご利用いただくため、遊具や床等の消毒の作業時間確保のために、開所時間を30分おくらせ、午前9時から

開所へ変更する改正もあわせて行っております。

なお、支援センターにつきましては、現在も消毒作業終了後、各事業については午前9時からを開始時間としており、この時間についても現状の運営に合わせて改正をするものでございます。

施行期日でございますが、公布の日からの施行となります。

説明は以上でございます。

委員長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第46号 平成28年度那珂市一般会計予算(こども課所管部分)を議題といたします。

3款民生費、1項社会福祉費、6目医療福祉費について説明を求めます。

こども課長 それでは、予算書に基づき説明させていただきます。

款項目、予算額の順で読み上げさせていただきます。

予算書の70ページをお開き願います。ページの上段のほうになります。

3款民生費、1項社会福祉費、6目医療福祉費3億3,103万6,000円。こちらは茨城県制度である妊産婦、小児、ひとり親世帯、重度障害者に係るマル福医療制度の扶助費と事務費でございます。小児マル福につきましては、現在市の単独事業として中学生の通院の補助を実施しているところでございます。

以上でございます。

委員長 質疑ございませんでしょうか。

副委員長 すみません、70ページ、医療福祉費のところマル福のお話を今されておられましたね。中学3年生までが対象ということで、これについては前に私質問したことがあるんですが、全生徒対象ではないですよ。所得制限がついておりますね。

こども課長 今筒井議員さんのほうからお話がありましたとおり、こちらマル福制度については現在所得制限のほうがついてございます。こちらの予算策定後なんです、実は県のほうのマル福制度のほうで本年10月から所得制限の拡大ということで連絡がございました。詳細な説明は4月から説明会開催予定となっておりますが、それによりまして現在7割5分程度が小児マル福のほう該当になっておるんですが、

94、95%まで所得のほうの該当が広がるという形になっております。

ただ、筒井議員さんおっしゃるように、あくまで所得制限の撤廃ということではございませんので、それにつきましては県のほうのそちらの拡大の動向も踏まえて、最終的には6月議会のほうで条例改正案のほう上程になると思うんですが、そちらのほうの調整も進めて、議案のほうご審議いただきたいと思います。

以上でございます。

副委員長 了解いたしました。

委員長 外にございませんか。

(なし)

委員長 続きまして3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、2目児童措置費、3目保育所費、4目発達相談センター費について説明を求めます。

こども課長 続きまして、71ページ、一番下段となります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費1億2,888万3,000円。

こちらは主な事業といたしましては、次ページになります。72ページ、学童保育事業及び家庭児童相談等に関するものでございます。今年度の予算増額の要因でございますが、学童保育所事業におきまして現在小学3年生までしか入所できていない菅谷地区の学童保育所のうち、菅谷東学童、菅谷西学童におきまして小学4年生まで受け入れを拡大するにあたり、プレハブ教室2棟を設置するための予算計上によるものでございます。

なお、この予算は新年度とはなっておりますが、12月議会で債務負担契約をご承認いただきましたので、施設については現在工事を行っており、3月中には完成し、4月1日からの入所には間に合うという状態になっております。

続きまして、74ページをお願いいたします。ページの中ほどになります。

2目児童措置費18億7,758万5,000円。こちらは児童手当支給事業及び民間保育所等への児童入所などに係る事業費でございます。新年度の予算減額の要因でございまして、昨年4月から開始され、幼稚園、保育所等への給付の仕組みが大きく変更となりました子ども・子育て支援新制度におきまして、新制度施行後の保育所等の入所等に係る事業費について1年が経過し、給付内容、補助対象の状況が明確となったため、移行後の実績に基づき今年度の予算を計上したことによるものでございます。

なお、今年度からは、保育所保育料につきまして多子世帯の経済的負担軽減として、現行の小学校就学前の範囲内で保育所に入所している児童が2人以上いる場合の第2子半額、第3子無料という多子世帯軽減制度の対象を、28年度から小学3年生までの範囲に引き上げる拡大をしております。

続きまして、75ページをお願いいたします。ページの中ほどになります。

3目保育所費2億2,321万8,000円。こちらは公立の菅谷保育所、子育て支援センターの運営費及び管理費でございます。主に運営に係る人件費や臨時職員の賃金、運営等の経費でございます。昨年度より予算が減額となっておりますが、昨年度当初予算では計上されておりました現在大成学園へと民営化されました公立の額

田保育所の保育士の職員人件費分が減額となったためでございます。

続きまして、78 ページのほうをお開き願います。

ページの中段から若干下のほうになります。4 目発達相談センター費 2,181 万 5,000 円。こちらは発達障害児の相談、療育指導等を行っております発達相談センターの運営に係る経費でございますが、今年度の予算増額の要因につきましては、療育指導を行うプレイルームのエアコンの追加設置と、療育指導の専門相談員の勤務時間等の増による賃金の増額及び同じく指導を行う作業療法士を派遣する病院との委託契約の締結に伴うものでございます。

以上でございます。

委員長 説明は終わりました。

質疑ございませんか。

1 つ確認します。

75 ページの児童措置費の中の病児保育補助事業ってありますけれども、これ、この前3月9日の茨城新聞に病児保育高まる需要ということで県内利用者は3年で倍増だということが出ておりました。そして、その施設があるのは9市町村のみで、那珂市は含まれているということなんですね。ごめんなさい、勉強不足で恐縮なんです。これ那珂市のどこになりますか、この病児施設というのは。

こども課長 答え申し上げます。

こちらは菅谷にあります那珂キッズクリニックさん、ジャスコのちょうど裏になるんですが、そちらの那珂キッズクリニックさんのほうで病児保育のほうをやっております。

委員長 わかりました。ありがとうございます。

外にございませんか。

君嶋委員 ちょっと関連なんですけれども、その那珂キッズさんの病児保育というか、何か病院の関係の方のほうで優先的とか何かいろいろな話を子育てしている方に聞くんですけれども、そういう面はどうなんでしょうかね。

こども課長 病児保育につきましては、専用の部屋のほうを設けてございます。那珂キッズさんのこちら病児保育につきましては、一昨年になるんですが、もともとの定員枠のほうを広げておりますので、現在十分対応できるような状態になっております。

ちなみに、今利用されている人数でございますが、平成26年度につきましては624人、平成27年度はまだ見込みでございますが、870人ということで増加しております。

まだ十分キャパの余裕ございますので、対応は可能ということで伺っております。

委員長 外にございませんか。

(なし)

委員長 それでは、続いて4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費（未熟児養育医療給付事業）について説明を求めます。

こども課長 続きまして、83 ページをお開き願います。ページの中ほどになります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費 1 億 9,311 万 6,000 円。

ページをめくりまして、85 ページをお開き願います。

ページ右欄の丸印の上から 2 つ目になりますが、こども課所管につきましては、未熟児養育医療給付事業 171 万 1,000 円でございます、こちらは体重 2,000 グラム未満で生まれ、養育のために病院等に入院することを必要とする乳幼児に対し、医療費の一部を助成する事業でございます。

説明は以上でございます。

委員長 説明は終わりました。

質疑ございませんか。

大和田委員 ちょっとお伺いします。先ほどの未熟児の上の不妊治療費助成事業ということで主要事業説明書の。

委員長 これは別です。所管課が違うので、ごめんなさい。

大和田委員 すみません。

委員長 外にございませんか。

(なし)

委員長 それでは質疑を終結いたします。

以上で子ども課所管部分を終了いたします。

暫時休憩します。入れかえをお願いします。

休憩 (午後 1 時 32 分)

再開 (午後 1 時 33 分)

委員長 再開します。健康推進課が出席いたしました。

議案第 46 号 平成 28 年度那珂市一般会計予算 (健康推進課所管部分) を議題といたします。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、2 目予防費、3 目健康増進事業費について説明を求めます。

健康推進課長 健康推進課でございます。課長の菊池外 3 名の職員が出席しております。よろしくお願いたします。

それでは、説明を申しあげます。予算書の 81 ページをお開きいただきたいと思っております。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、本年度予算額 2 億 6,388 万 7,000 円でございます。前年度と比較しまして 7,398 万 2,000 円の減となっております。主な理由としましては、他事業であります水道事業の減額によるものでございます。

新規事業としまして、83 ページをごらんいただきたいと思っております。

水戸市医師会看護専門学院校舎建設費補助として 100 万円の予算を計上しております。

2 目予防費、本年度予算額 1 億 9,311 万 6,000 円でございます。

85 ページをごらんいただきたいと思っております。

不妊治療助成事業において、平成 28 年度から助成額の上限を県の助成額 15 万

円の3分の1の5万円から、2分の1に当る7万5,000円に2万5,000円増額します。また、男性の不妊治療につきましても県が助成を開始したことに伴い、7万5,000円を上限とした上乗せ助成を開始いたします。

3目健康増進事業費、本年度予算額5,401万3,000円でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

質疑ございませんか。

大和田委員 不妊治療費助成事業の件なんですけれども、現在27年の実績の見込みとどうか、今現在は何件ぐらいございますでしょうか。

健康推進課母子保健G長 答えいたします。現在、今年度の見込みとしましては例年と同じ大体50件というところで、最後駆け込み、この3月になって10件程度、大宮保健所のほうにまず申請を出していただいた方がその後市のほうに申請を出していただくので、保健所のほうの実績のほうを確認しまして、トータルで50件程度になりそうということなんです。

以上です。

大和田委員 続けていいですか。主要事業説明書の中で、所得が730万円未満とあるのですが、これは那珂市に限っていることですか。

健康推進課母子保健G長 答えいたします。この所得に関しましては、茨城県のほうで助成をしている対象の金額に合せております。

以上です。

大和田委員 ありがとうございます。助成の回数なんですけれども、回数もこれはやはり茨城県に順したものでしょうか。

健康推進課母子保健G長 茨城県と同じ回数です。

大和田委員 ありがとうございます。

委員長 外にございませんか。

じゃ、すみません、何度も。私から。83ページの水戸市医師会看護専門学院校舎建設費補助事業ということで、100万円なんですけれども、これ12市町村に均等に100万円ずつなのか。また、その100万円の根拠、なぜ100万円なのか、わかれば教えてください。

健康推進課長 昨年の8月に水戸医師会のほうから看護専門学院の建設費の補助のお願いがございました。水戸医師会が経営する看護学院、1つは地震でやられたということ、それとあと経年劣化をしているということで建てかえるということだったんですけれども、補助の額というのは500万円の要望があったんです、水戸医師会のほうからの要望は。

委員長 那珂市で。

健康推進課長 はい。500万円の内訳というのは、事業の説明書のほうにもありますけれども、建設費11億円を割った額というようなことです。建設費が全体で11億円かかりまして、自前の借入金とかいろいろなことがあって、残額を12市町村で割った額が500万円ということでございます。

委員長 ですから、それがなぜ 100 万円なんですかという話なんですよ。

健康推進課長 それで、500 万円ということで 12 市町村でいろいろ協議をしたんですけども、これ出さないという市町村もあるんですね。要するに、うちは看護学校が自前にあるから水戸医師会の看護学院には出せないと。ただ、那珂市としては非常に水戸市に、例えば小児医療であるとか救急医療であるとか依存している部分が多いということで、500 万円は出せないけれども、じゃ 100 万円協力しましょうということで 100 万円の予算を計上したということでございます。

委員長 その 100 万円には余り意味はない、ごめんなさい、根拠はないということですか。

健康推進課長 そうですね。500 万円の一部という形です。

委員長 100 万円ぐらいなら出せるかと、そういうことですか。

健康推進課長 そういうことです。

ただ、いいですか。ちなみに、近隣の状況なんですけれども、常陸大宮、東海、これ同じ那珂医師会のメンバーなんですけれども、ここは 100 万円です。あと、常陸太田、ひたちなか、ここも 100 万円の予算を計上しております。ですから、近隣の市町村は 100 万円の予算を計上したということでございます。

委員長 じゃ、話し合いの上 100 万円にしましょうかという話があったということですか。

健康推進課長 いや、これは各市町村ごとに要請があったので、市町村はやはり連絡はとり合いしましたけれども、最終的にはやはり市単独でこれは決定したということです。

委員長 副市長、どうなんでしょう、その 100 万円、ちょっとその辺の所見を。

副市長 要望の経緯は今事務方から説明があったとおりでございます。ただ、やはり最初に私も要望いただいた資料を拝見したんですが、一律に残分を、当然茨城県、水戸等の負担額は脇に置いておいたとしても、残を市町村で均等に割って 500 万円、根拠もなかなか難しい。根拠があって、ないような部分も当然あるんでしょうけれども、相応に負担できる額がどのくらいなのかというのがない中で、やはり近隣市町村を含めてこの看護専門学院に恩恵を受けている市町村もそれぞれあるわけです。特に今説明あったように、那珂市にとっては水戸の医療圏にいろいろ依存している部分がある。それで、やはりこれは市長会、全体というわけではなくて近隣市町と集まる市長会等の機会の中で、各首長さんとやはりさまざまな話し合いを行った結果、相応な負担を行おうということは意思を酌ませていただいて、ある意味結果的にはそういう横並びの額になったという経緯でございます。

ただ、まだ議会等全ての承認をいただいているところがあるかと思っておりますので、最終的にどのような形で落ちつくかというのはまだ確約できないですけれども、経緯的にはそのような状況でございます。

以上です。

委員長 わかりました。ありがとうございます。

外にございますか。

副委員長 今のお話に関連するんですが、那珂市は 100 万円ということで近隣も 100 万円ということなんですが、出した金額によって何か戻ってくる恩恵に差があるとかいうことはないのでしょうか。

副市長 これは担当のほうに多分そういう話に行っていないかと思うんですけども、基本的に還元を期待するような負担の部分ではない、補助ということではございません。やはり事業に対してその見返りを求める部分ではなくて、その補助をすることによって円滑に看護学院が立ち上がり、そして優秀な看護生がさらに専門知見を学んで地域の医療福祉に還元できるということの福祉的な恩恵というのは当然あり得ますけれども、何が幾ら戻るとかそういうものではないということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

委員長 外にございますか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

以上で健康推進課所管部分を終了します。

暫時休憩いたします。入れかえをお願いします。

休憩（午後 1 時 43 分）

再開（午後 1 時 44 分）

委員長 それでは再開します。保険課が出席いたしました。

続いて、議案第 40 号 平成 27 年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

保険課長 保険課長の大沼です。説明のため 2 名出席しております。座って説明させていただきます。

議案第 40 号 平成 27 年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）。

6 ページをお開きください。

歳入でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金 397 万 8,000 円の減。

同じく 3 款 2 項国庫補助金 22 万 3,000 円の減。

4 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金 592 万 9,000 円。

6 款県支出金、1 項県負担金 302 万 3,000 円の減。

同じく 6 款県支出金、2 項県補助金 22 万 3,000 円の減。

7 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金 3,352 万 1,000 円の減。

9 款繰入金、1 項他会計繰入金 5,683 万 4,000 円。

9 款繰入金、2 項基金繰入金 3,768 万 8,000 円の減。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費 1,300 万円。

2 目退職被保険者等療養給付費 700 万円。

3 目一般被保険者療養費 100 万円の減。

2 款保険給付費、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費 1,799 万 9,000 円。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金 672 万円の減。

5 項葬祭諸費、1 目葬祭費 76 万円。

次のページ、9 ページになります。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費共同事業費拠出金 1,171 万 6,000 円の減。

4 目保険財政共同安定化事業拠出金 3,611 万 6,000 円の減。

10 款諸支出金 90 万円。

以上です。

委員長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

副委員長 8 ページのここに保険給付費で出産育児一時金の欄で、出産育児一時金がマイナスになっていますよね。これは出産の件数がやはり減っているのでしょうか。

保険課長 当初 70 人くらい見込んでおりましたけれども、最終的に 54 人くらい。16 人くらい減るんじゃないかというようなことで今回減額いたしました。

副委員長 そのように今回も減っていらっしゃいますけれども、大変これは憂慮すべき問題であると思っておりますが、これからも減る傾向にあると思われませんか。

保険課長 今国保のほうの保険者が毎年若干ずつ減っております。また、これからも世間一般を見ますと少子高齢化というようなことでございますので、なかなか出産する方が急激に伸びるとは思っておりません。

委員長 よろしいですか。

外にございますか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 40 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 40 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第 45 号 平成 27 年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。執行部より説明を求めます。

保険課長 議案第 45 号 平成 27 年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)。

6 ページをお開きください。

歳入、1 款保険料、1 項後期高齢者医療保険料 1,576 万 1,000 円。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金 437 万 3,000 円の減。

5 款繰越金、1 項繰越金 160 万 9,000 円。

続いて、次のページになります。歳出になります。

1 款分担金及び負担金、1 項広域連合負担金、1 目広域連合納付金 1,299 万 7,000 円。

以上です。

委員長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 45 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 45 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 46 号 平成 28 年度那珂市一般会計予算（保険課所管部分）を議題といたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、4 目国民年金費、5 目後期高齢者医療費、7 目高額療養費貸付金、9 目出産費資金貸付金について説明を求めます。

保険課長 63 ページをお開きください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 7 億 3,514 万 7,000 円。このうち、保険課分につきましては 4 億 1,624 万 4,000 円です。65 ページ、次のページの国民健康保険特別会計繰出金の部分になります。

69 ページをお開きください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、4 目国民年金費 395 万円。国民年金の事務費でございます。

5 目後期高齢者医療費 6 億 4,146 万 5,000 円。後期高齢者医療事務費と後期高齢者医療費、あとは次のページの繰出金でございます。

次のページをお開きください。

7 目高額療養費貸付金 500 万円。主要政策調書の 74 ページになっております。本年度は昨年度の実績を勘案して 300 万円ほど減らしております。

次のページ、71 ページをお開きください。

9 目出産費資金貸付金 33 万 6,000 円。出産資金がどうしても足りない方に貸し

付けるもので、今年度もゼロでございます。

一般会計につきましては以上でございます。

委員長 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続きまして、議案第 47 号 平成 28 年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を議題といたします。

歳入について、執行部より一括して説明を求めます。

保険課長 議案第 47 号 平成 28 年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算。

191 ページをお開きください。歳入でございます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税 12 億 8,828 万 6,000 円。昨年度から比べまして 7,000 万円ほど落ちておりますけれども、これにつきましては一般のほうでは被保数が減っているということと、あとは所得の伸び悩み、また軽減税率、軽減の拡大が図られておりますので減っております。退職につきましては、単純に人数が減っているということでございます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 110 万円。

次のページをお開きください。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金 11 億 4,047 万 6,000 円。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金 3 億 992 万 1,000 円。

4 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金 2 億 7,173 万 1,000 円。

5 款前期高齢者交付金、1 項前期高齢者交付金 13 億 7,508 万 2,000 円。

6 款県支出金、1 項県負担金 3,085 万 2,000 円でございます。

193 ページになります。

6 款県支出金、2 項県補助金 3 億 992 万円。

7 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金 14 億 9,532 万 6,000 円。

8 款財産収入、1 項財産運用収入 7 万円。

9 款繰入金、1 項他会計繰入金 4 億 1,624 万 4,000 円。

同じく繰入金、2 項基金繰入金 2 億 3,484 万 1,000 円。

次のページをお開きください。

10 款繰越金、1 項繰越金 2,000 円。

11 款諸収入、1 項延滞金及び科料 1,500 万 1,000 円です。

2 項預金利子 1,000 円。

11 款諸収入、3 項雑入 346 万 3,000 円。

歳入については以上でございます。

委員長 説明は終わりました。

これより歳入についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続きまして、歳出について執行部より一括して説明を求めます。

保険課長 196 ページをお開きください。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 5,089 万 9,000 円。

2 目連合会負担金 194 万 6,000 円。

次のページをお開きください。

2 項徴税費 96 万 5,000 円。

3 項運営協議会費 41 万 8,000 円。

次のページをお開きください。

4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費 47 万 6,000 円。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費 33 億 5,482 万 4,000 円。主要事業説明書の 75 ページになります。

2 目退職被保険者等療養給付費 2 億 1,737 万 4,000 円。主要事業説明書の 76 ページになります。

3 目一般被保険者療養費 2,913 万円。

次のページをお開きください。

4 目退職被保険者等療養費 133 万 6,000 円。

5 目審査支払手数料 1,272 万 5,000 円。

下の段になります。

2 款保険給付費、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費 3 億 8,593 万 9,000 円。

2 目退職被保険者等高額療養費 3,831 万 5,000 円。

次のページをお開きください。

3 目一般被保険者高額介護合算療養費 20 万円。

4 目退職被保険者等高額介護合算療養費 5 万円。

2 款保険給付費、3 項移送費、1 目一般被保険者移送費 10 万円。

2 目退職被保険者移送費 5 万円。

次のページをお開きください。中段です。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金 2,520 万円。本年度 60 人ほど見込んでおります。

2 目支払手数料 1 万 3,000 円。

同じく下の葬祭諸費 360 万円。昨年よりちょっと人数がふえまして 90 人で見込んでおります。

次のページをお開きください。

3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等、1 目後期高齢者支援金 8 億 7,436 万 2,000 円。

2 目後期高齢者関係事務費拠出金 7 万 7,000 円。

4 款前期高齢者納付金、1 項前期高齢者納付金等、1 目前期高齢者納付金 107 万 1,000 円。

次のページをお開きください。

2 目前期高齢者関係事務費拠出金 6 万 2,000 円。

5 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金、1 目老人保健医療費拠出金 5 万円。

2 目老人保健事務費拠出金 3 万円。

次のページをお開きください。

6 款介護納付金、1 項介護納付金、1 目介護納付金 3 億 5,580 万 8,000 円。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費共同事業医療費拠出金 1 億 2,341 万円。

2 目高額医療費共同事業事務費拠出金 1,000 円。

3 目その他共同事業拠出金 3,000 円。

次のページをお開きください。

4 目保険財政共同安定化事業拠出金 13 億 6,521 万円。

8 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健衛生普及費 261 万 6,000 円。

同じく 2 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費 4,455 万 4,000 円。

次のページをお開きください。

9 款基金積立金、1 項基金積立金 7 万円。

次のページをお開きください。

10 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金 320 万円。

2 目退職被保険者等保険税還付金 20 万円。

3 目償還金 1,000 円。

4 目一般被保険者還付加算金 20 万円。

5 目退職被保険者等還付加算金 5 万円。

次のページをお開きください。

11 款予備費、1 項予備費、1 目予備費 546 万 5,000 円。

以上です。

委員長 説明は終わりました。

これより歳出について質疑を行います。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 47 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 47 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩（午後 2 時 8 分）

再開（午後 2 時 20 分）

委員長 再開いたします。

続きまして、議案第 53 号 平成 28 年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。歳入について執行部より一括して説明を求めます。

保険課長 議案第 53 号 平成 28 年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申しあげます。

321 ページをお開きください。歳入でございます。

1 款保険料、1 項後期高齢者医療保険料 4 億 1,235 万 1,000 円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 7 万円。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金 1 億 2,195 万 6,000 円。

4 款諸収入、1 項延滞金及び科料 10 万 1,000 円。

同じく諸収入、2 項償還金及び還付加算金 52 万円。

次のページ、322 ページになります。

繰越金、1 項繰越金 1,000 円。

以上でございます。

委員長 説明は終わりました。

これより歳入について質疑を行います。質疑ございませんか。

議長 後期高齢者の保険料というのは、早く言えば国民年金もらっている人なら国民年金から天引きされて納めているわけですけれども、督促があるということは、それではない人もいるというふうに理解してよろしいんですか。

保険課長 年金の額によりまして年金のほうから天引きできる方と、年金の額が少ない方につきましては一般の納付書で納めてもらうというような形になっております。

議長 わかりました。

委員長 外にございませんか。

（なし）

委員長 質疑を終結いたします。

続きまして、歳出について執行部より一括して説明を求めます。

保険課長 323 ページをお開きください。歳出でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項広域連合負担金、1 目広域連合納付金 5 億 3,305 万 3,000 円。

2 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金 50 万円。

2 目還付加算金 2 万円。

次のページをお開きください。

諸支出金、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金 1,000 円。

3 款予備費、1 項予備費 142 万 6,000 円。

以上です。

委員長 説明は終わりました。

これより歳出について質疑を行います。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 これより議案第 53 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 53 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、常任委員会資料になります。那珂市国民健康保険データヘルス計画についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。

保険課長 常任委員会資料 21 ページをお開きください。

那珂市国民健康保険データヘルス計画について説明いたします。

1、趣旨と根拠でございますけれども、政府の日本再興戦略の提言を受けまして、国は平成 26 年 3 月に保健事業の実施計画指針の一部を改正いたしました。内容としましては、全ての健保組合に対しましてレセプト等のデータ分析に基づくデータヘルス計画の作成、公表、事業の実施等が求められるものであります。今回、保健事業実施指針を踏まえ、那珂市国民健康保険データヘルス計画を作成いたしましたので、報告するものでございます。

根拠法令ですけれども、国民健康保険法の第 82 条第 4 項の規定に基づく保健事業の実施等に関する指針でございます。

計画期間につきましては、平成 28 年、29 年度の 2 年間となっております。

計画の目的でございますけれども、急速な高齢化の進展や高度医療技術の進歩により、那珂市国民健康保険においても年々医療費が増加する傾向にございます。医療費の増加に伴い、保険者には被保険者の健康管理や医療費適正化の推進に加え、近年急速に普及している医療電子データ、レセプトですけれども、活用した被保険者の健康保持増進が求められております。ここでこの医療電子データ、レセプトを活用しまして生活習慣病対策をはじめとする被保険者の健康増進、糖尿病等の発症や重症化予防等の保健事業の実施及び評価を行い、被保険者の健康管理に努めることにより、医療費の抑制に努めるものでございます。

これまでの経過でございますけれども、パブリックコメントを平成 28 年 1 月 8 日から 2 月 5 日、29 日間において行いました。ホームページのアクセス数でございますけれども、121 件、意見としてはございませんでした。また、平成 28 年 2 月 24 日、那珂市国民健康保険運営協議会に諮問いたしまして、諮問了承されました。

次に、別冊の那珂市国民健康保険データヘルス計画のほうをお開きください。

本計画でございますけれども、全体の構成ですけれども、第 1 章の計画の基本的事項から第 4 章の保健事業の全体実施体制及び評価等までとなっております。

第1章につきましては、1ページから4ページになりますけれども、計画の基本的事項について、背景、位置づけ、計画期間でございます。計画期間は本年4月から平成30年3月までの2カ年となっております。

第2章でございますけれども、那珂市の現状及び課題について、5ページから26ページになります。那珂市の特性と実態、国民健康保険の状況、死亡の状況、介護の状況、レセプト分析の状況、特定健診・保健指導の受診状況、分析結果に基づく健康課題等を記載しております。

次に、第3章は目標及び対策について述べております。27ページから31ページになります。中期、長期、短期における目標及び対策内容について記載してございます。中長期目標として、疾病の予防、重症化予防対策の取り組みにより、医療費の伸び率を抑えていくことを目標としております。短期目標といたしましては、高血圧、脂質異常、糖尿病、メタボリックシンドローム等の方々を減らしていくということを目指しております。

第4章は、保健事業の実施及び評価についてです。32ページから41ページに記載しております。実施体制、計画、評価方法の設定、進行管理、見直し、公表、周知、個人情報の保護について記載しております。

なお、計画事業実施につきましては、先ほども申しあげましたが、平成28年度より実施してまいります。計画書の作成部数は200冊ほど予定しております。配付先につきましては議会、国保運営協議会の委員さん、市役所内各部署等を予定しております。

また、県内の策定状況でございますけれども、平成27年度までにできたのが常総市、潮来市、それで平成27年度中に計画を策定予定のところは那珂市を含めて34市町村でございます。残りの8市町村、つくば、ひたちなか、笠間、境、水戸、桜川などがありますけれども、こちらは平成28年度に策定するという予定でございます。また、近隣の常陸大宮、常陸太田、東海、城里は27年度策定。水戸市、ひたちなかは28年度策定予定だと聞いております。

以上でございます。

委員長 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

これ、最後の42ページだと思うんですが、発行って保険者って、最後のデータヘルス計画の発行年月からFAX番号があって、発行保険者ってこれ何でしょう。間違いはないですか、これ。最後の裏表紙というんですか。

保険課長補佐 お答えします。本計画の対象としましては、あくまでも国保の加入者、市民5万5,000おりますが、国保の加入者は大体1万5,000、この方に対しての特定健診のデータとか、あと病院にかかったときのレセプトデータ、その方の病気の状況を分析しながらこれからどういう方向性で治療していくのか、保健指導をしていくのかということで、あくまでも那珂市の国民健康保険の事業でつくったものから、一応こういう記載の仕方をしております。ですから、あくまでもこの計画というのは、ある意味では国保の被保険者、加入者向けの那珂市国民健康保険事業

としての計画ですよということで、こういう表現にさせてもらった経緯でございます。

委員長 じゃ、間違いではないということですね。

保険課長補佐 はい。

委員長 わかりました。

じゃ、外に質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結します。

以上で保険課所管部分を終了します。

暫時休憩します。入れかえをお願いします。

休憩（午後 2 時 33 分）

再開（午後 2 時 34 分）

委員長 再開します。介護長寿課が出席いたしました。

議案第 13 号 那珂市介護保険条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

介護長寿課長 介護長寿課長の大森です。外 3 名の職員が出席しております。よろしくお願いいいたします。

それでは、議案の 121 ページをお開きください。

議案第 13 号 那珂市介護保険条例等の一部を改正する条例。

那珂市介護保険条例（平成 12 年那珂町条例第 36 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成 28 年 3 月 10 日提出、那珂市長、海野徹。124 ページをお開きください。

こちらの条例は主に 3 点の改正がございます。改正の理由の欄のそれぞれの段落がその理由でございます。

まず、1 点目、介護認定審査会の合議体当たりの審査件数を軽減するため、現在の 5 合議体から 6 にふやすために、定員を 25 名から 30 名にふやすという改正を行うものです。こちらは第 2 条関連でございます。

2 点目、地方税法の一部改正により、市民税等の減免の申請期限が改正されたことに伴い、介護保険条例においても同様の改正を行うものでございます。こちら第 13 条第 2 項で、下のほうにありますが、保険料の減免の申請期限を納期限までとするという改正内容でございます。

3 点目、附則第 3 条第 2 項中、法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号に規定する事業、こちらは在宅医療介護連携の事業でございます。及び附則第 3 条第 3 項中の法 115 条の 45 第 2 項第 6 号に規定する事業、こちらは認知症施策についてでございます。こちらについての実施時期を平成 30 年度の現行から、平成 28 年度に変更することに伴い、附則の第 3 条の第 2 項及び第 3 項を改正するものでございます。

以上の 3 点の理由で改正を伴います。

なお、資料の改正条例及び新旧対照表の説明については省略させていただきます。説明は以上です。

委員長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 13 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 13 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第 14 号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。執行部より説明を求めます。

介護長寿課長 125 ページをお開きください。

議案第 14 号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例（平成 25 年那珂市条例第 9 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成 28 年 3 月 10 日提出、那珂市長、海野徹。

133 ページをお開きください。

こちら、改正の概要でございます。改正の理由の欄をごらんください。

上位法であります介護保険法及び厚生労働省令、地域指定密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、指定地域密着型サービスという分類があるんですが、こちらに指定地域密着型通所介護が新たに規定されたことによる条項の追加でございます。

こちらに指定されますと、都道府県から市町村に事業所の指定、指導、監督権が移管されることとなります。それに伴いまして、改正本文にありますように指定地域密着型通所介護の基本方針や、第 5 条の 3 にありますように指定療養通所介護の基本方針をこの条例の中で定める必要が出てきたということでございます。

その内容ですが、128 ページをお開きください。改正後のほうをごらんください。

(指定地域密着型通所介護の基本方針)

第 5 条の 2、指定地域密着型サービスに該当するもののうち、法第 8 条第 17 項に規定する地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(指定療養通所介護の基本方針)

第5条の3、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者またはがん末期の者であって、サービス提供にあたり常時看護師による観察が必要な者を対象者とし、療養通所介護計画に基づき入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

2、指定療養通所介護の事業を行う者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号。以下指定居宅サービス等基準という。）第60条に規定する指定訪問看護事業者または健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）等との密接な連携に努めなければならない。

これがその基本方針でございます。こちらを加えさせていただきました。

また、133ページにお戻りください。

この改正外改正本文中にあります。第6条から第10条及び第12条におきましては、引用条文、つまり上位法の介護保険法の改正に基づき、その引用の条項が改正になったために変更になったための整理を行ったという趣旨の改正でございます。

以上、説明を終わります。

委員長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第15号 那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。執行部より説明を求めます。

介護長寿課長 134ページをお開きください。

議案第 15 号 那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例（平成 25 年那珂市条例第 10 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成 28 年 3 月 10 日提出、那珂市長、海野徹。

137 ページをごらんください。

こちら、条例改正の概要でございますが、こちらはこの条例中、上位法、介護保険法の改正に伴い、引用条文が改正になりましたので、その字句の整理をさせていただきますという改正内容でございます。

説明は以上です。

委員長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なし）

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

（なし）

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 15 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ご異議なしと認め、議案第 15 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第 43 号 平成 27 年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 3 号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。

介護長寿課長 議案第 43 号 平成 27 年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 3 号）をご用意ください。

6 ページをお開きください。

2、歳入。3 款国庫支出金、1 項国庫負担金 1,588 万 8,000 円の減。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金 49 万 4,000 円の増。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金 6,560 万 7,000 円の減。

5 款県支出金、1 項県負担金 761 万 8,000 円の減。

5 款県支出金、3 項県補助金 19 万 2,000 円の増。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金 1,249 万 7,000 円の減。

7 款繰入金、2 項基金繰入金 687 万円の減。

8 款繰越金、1 項繰越金 7,338 万 2,000 円の増。

歳入は以上でございます。

次のページをお開きください。

3、歳出。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 54 万円の減。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス給付費 1 億円の減。

4 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業任意事業費、1 目包括的支援事業費 29 万 8,000 円の増。

2 目任意事業費 69 万円の増。

5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金 6,486 万 5,000 円。

6 款諸支出金、4 項利用者負担額軽減費、1 目利用者負担額軽減費 27 万 5,000 円の増。

以上でございます。

委員長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

君嶋委員 8 ページの家族介護継続支援事業の紙おむつ等購入助成費が増額されていますよね、69 万円。これは何人ぐらいか、利用者というか、ふえているということによろしいんですか。この人数がわかれば、件数でも結構です。

介護長寿課長 本年度の今までの実績プラス 3 月の見込みで約 1,500 枚の枚数が支出見込みだということでございます。昨年度の実績と比べて 280 枚ほど増加するという見込みを立てまして補正増させていただきました。

君嶋委員 約 1,500 枚ですよ。そうすると、1 人当たり何枚ぐらいの計算で行くんですか。

介護長寿課長 非課税者が 12 枚、課税者が 6 枚でございます。

今の数字、間違えました。すみません。障害者の数字でございました。

介護のほうは 27 年で 3,396 枚という数字を見込んでおります。

今の回答は障害者のほうの枚数でございました。申しわけありませんでした。

君嶋委員 最初の 1,500 は障害者。

介護長寿課長 はい。3,390 枚程度を見込んでおります。

君嶋委員 3,396 枚を見込むということで、件数的には、そうすると。

介護長寿課長 支給できる枚数は同じでございます。

君嶋委員 12 と 6 と、それで割ればいいということですね。

介護長寿課長 必ずしももらった方が全て 100%利用しているというわけではございませんけれども、基本的にはそういう計算の仕方結構だと思います。

君嶋委員 了解しました。

委員長 外にございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 43 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 43 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 46 号 平成 28 年度那珂市一般会計予算（介護長寿課所管部分）を議題といたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、2 目高齢福祉費、8 目介護保険費について説明を求めます。

介護長寿課長 予算書の 64 ページをお開きください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、こちら説明の一番下をごらんください。

外国人高齢者及び重度障害者福祉手当支給事業、こちらが介護長寿課所管でございます。こちらは形式予算の 1,000 円の計上でございます。

次のページをごらんください。

2 目高齢福祉費、本年度予算額 1 億 1,494 万 2,000 円。こちらは高齢者クラブやシルバー人材センターへの補助金、高齢者向けの緊急通報システムの維持費、老人保護措置事業。次のページをごらんください。紙おむつ等購入助成事業、敬老事業等の経費でございます。

もう一度、前のページにお戻りください。

前年度比 1,100 万円ほど増額になっております。こちらは、説明の一番下になります老人保護措置事業、こちらの入所見込み数の増によるものでございます。

続いて、70 ページをお開きください。

8 目介護保険費、本年度予算額 6 億 3,390 万 8,000 円。こちらは介護保険特別会計の繰出金が主な経費でございます。

説明は以上です。

委員長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

議長 65 ページの各種団体補助事業で、シルバー人材センターへ 764 万 5,000 円の補助事業ですよね。これは毎年出ているやつですか。

介護長寿課長 例年は 600 万円の補助金ということで、ここ何年かは継続しております。本年度増額しているのは、シルバー人材センターの事務局長という職に市役所の再任用職員を派遣することになっております。そちらの人件費のこれまでの事務局長との差額分というのが上乗せになっている分が増額ということでございます。

委員長 議長、よろしいですか。

議長 はい。

委員長 外に。

副委員長 敬老事業というのがございますね。

委員長 何ページですか。

副委員長 ごめんなさい。66 ページの敬老事業。この中で、ちょっと内容が少しずれてしまうかもしれないんですが、100 歳とか 88 歳とかに記念品を出しておりますよね。その中で、毎年記念品というのが大体品物は決まっているかと思うのですが、

例えば 100 歳の方にはどんな記念品を差し上げているのかわかりますか。

介護長寿課長 100 歳の方には家具調の小物入れを本年度は支給しております。

副委員長 何人かの方に言われたんですけれども、この記念品が例えば 88 歳とか高齢の方に時計を贈ったりというのがあると。別に年齢で区切るわけではありませんが、高齢の方が時計をもらってもどうしようもないというお話をよく聞くんですね。ですから、もうちょっと考えてくれないかというような話を聞きますので、今の小物入れというのも果たして 100 歳の方が使うかどうかもありますけれども、少し検討していただく余地はございませんでしょうか。

介護長寿課長 実は当然今年度も時計をお配りしているものと家具調のラックをお配りしているもの、2種類ありまして、こちら確かに検討はしましたが、昨年度と同じようなものであるということで本年は結論になりまして、そういったものを贈らせていただいております。そういったご意見を踏まえて、一応は毎年度どういったものがないかという検討はしておりますので、参考にさせていただいて来年度検討させていただきたいと考えております。

委員長 じゃ、私から。65 ページのひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業というのは、緊急のボタンを押すと消防に通じるというやつですよ。

介護長寿課長 そうでございます。

委員長 これで、この前ちょっとある方から相談というか、所得に応じて個人の負担額というのが決まっているかと思うんですけれども、それが高過ぎないかというような話なんですけれども、その辺の検討というのはされているんでしょうかね。

介護長寿課長 現時点では基準が 5 段階に分かれて所得に応じて割合負担、当然非課税の方はゼロ円から始まって、一番高い方というのは全額負担という基準が分かっているんですが、その辺の部分というのは高いんじゃないかというご指摘を受けて見直したという経緯は近年ございません。

ただ、私が当然この 4 月から介護長寿課に赴任してまして、この制度というのを細かいことを知ったことになるんですが、単純な感想としましては、高齢者がつけるというのが基本でございますので、そういった部分というのはそういった印象を持ったのは確かでございます。その辺も含めて、当然予算を伴うものですから、必ず見直して負担軽減を図りますとはこの場ではお答えできませんけれども、その辺の再検討はさせていただきたいと考えております。

委員長 よろしく願いいたします。

外にございませんか。

(なし)

委員長 以上で質疑を終結いたします。

続きまして、議案第 51 号 平成 28 年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算を議題といたします。

まず、歳入について執行部より一括して説明を求めます。

介護長寿課長 271 ページをお開きください。

議案第 51 号 平成 28 年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算。

詳細については 277 ページをお開きください。

2、歳入。1 款保険料、1 項介護保険料 9 億 9,478 万 6,000 円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 12 万 5,000 円。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金 7 億 6,024 万 4,000 円。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金。次のページをお開きください。2 億 2,067 万 7,000 円。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金 12 億 871 万 9,000 円。

5 款県支出金、1 項県負担金 6 億 3,440 万 6,000 円。

5 款県支出金、2 項財政安定化基金支出金 2,000 円。

5 款県支出金、3 項県補助金 1,805 万 6,000 円。

次のページをお開きください。

6 款財産収入、1 項財産運用収入 1,000 円。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金 6 億 3,372 万 7,000 円。

7 款繰入金、2 項基金繰入金 1,224 万 9,000 円。

8 款繰越金、1 項繰越金——次のページをお開きください。1,000 円。

9 款諸収入、1 項延滞金及び科料 3,000 円。

9 款諸収入、1 項預金利子 1,000 円。

9 款諸収入、3 項雑入 3,000 円。

以上でございます。

委員長 説明は終わりました。

これより歳入について質疑を行います。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続きまして、歳出について執行部より一括して説明を求めます。

介護長寿課長 281 ページをお開きください。

3、歳出。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 4,128 万 1,000 円。

こちらは職員人件費等の事務的経費でございます。

次のページをお開きください。

1 款総務費、2 項賦課費、1 目賦課費 149 万 1,000 円。

1 款総務費、3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費 577 万 4,000 円。

2 目介護認定調査等費 3,615 万円。

次のページをお開きください。

1 款総務費、4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費 65 万 5,000 円。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス給付費 41 億 8,001 万 5,000 円。

次のページをお開きください。

2 目審査支払手数料 325 万 7,000 円。

2 款保険給付費、2 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス等費 9,500 万円。

2 目高額医療合算介護サービス費 1,296 万円。

次のページをお開きください。

3 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、1 目財政安定化基金拠出金 2,000 円。

4 款地域支援事業費、4 項介護予防事業費、1 目介護予防事業費 2,688 万 9,000 円。

次のページをお開きください。

4 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業任意事業費、1 目包括的支援事業費 5,137 万 5,000 円。

2 目任意事業費 2,478 万 4,000 円。

次のページをお開きください。

この任意事業費のうち、説明の一番下にあります徘徊高齢者家族支援サービス事業、こちらが新規事業でございます。こちらは位置検索システムの機能を備えた機器を徘徊の可能性のある高齢者に貸し出しをして、そちらの初期費用というのを支援するものでございます。こちらをつけた状態で徘徊しますと、その方がどこにいるのかというのを検索できると、そういうものでございます。

5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金 1,000 円。

次のページをお開きください。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第 1 号被保険者保険料還付金 40 万円。

2 目償還金 1,000 円。

6 款諸支出金、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金 1,000 円。

次のページをお開きください。

7 款予備費、1 項予備費、1 目予備費 296 万 4,000 円。

説明は以上でございます。

委員長 説明は終わりました。

これより歳出について質疑に入ります。質疑ございませんか。

副委員長 先ほどの 287 ページで、徘徊高齢者家族支援サービス事業の位置がわかるというこれは何個ぐらいを予定していますか。

介護長寿課長 当初予算では 10 人の利用者を見込んで 10 個分の予算を計上してございます。

委員長 外にございますか。

すみません、では私から。286 ページの包括支援事業費についてなんですが、主要事業説明書では 70 ページになりますけれども、認知症対策として平成 30 年 4 月事業開始に向けて体制を整備すると一番下に書いてありますけれども、改選前の教育厚生常任委員会でこの包括支援サービスについて要望書という形で委員会から提出したと思っておりますが、部長、この辺検討の状況など現時点で教えて頂けますでしょうか。

課長でもいいですよ。

介護長寿課長 現時点でその内容についての検討を進めてはおりません。

委員長 どのような要望をしたか把握されていますか。

介護長寿課長 包括支援センターの話ですとか、地域包括支援システムの構築の内容というふうに、全てを感知してはいないんですけども、そういうふうに覚えております。

委員長 わかりました。そうしましたら、ここでいう平成 30 年 4 月事業開始に向けてということなんです、その 30 年 4 月に向けての何か方向性とか具体的な何か計画はあるんですか。

介護長寿課長 実は、方向性というのは明確に打ち出されてはおりませんが、検討する組織を立ち上げたところでございます。組織の名称としましては、例えば在宅医療介護連携認知症対策検討委員会準備会というのを 2 月 2 日に発足しております。この皆様方から意見を聴取しながら、那珂市にふさわしいそういった対策、体制というのを構築していきたいというふうに考えているところでございます。

委員長 わかりました。では、議会から出させていただいた要望書もぜひ加味していただいでご検討頂ければと思います。よろしく申し上げます。

外にございますか。

君嶋委員 先ほど筒井委員から話がありました徘徊高齢者家族支援サービス事業、これについてちょっと詳しく知りたいんですけども、これ徘徊するということはもう認知症を起こしている方にこの機械をつけさせるんですか、位置を調べるために。

介護長寿課長 当然明確に認知症だということもありますし、ご家族の方が正確な診察を受けていなくてももう認知症の気があるというようなことを感じた場合には、申請をしていただいで貸し出しをします。基本的には認知症の疑いがある人、認知症の方にはご家族がその装置をつけなければなりませんので、同居の家族がいるとか、同じ敷地内に住んでいるとか、または歩いて行ける範囲内に住んでいるという方ではないとなかなか申請は難しいと思いますけれども、そういうご家族の方からの申請を受けて貸し出しをして、その方々がその機器を認知症の疑いのある方につけていただくという内容でございます。

君嶋委員 その機器ってどれぐらいの大きさだとか、そういうのもちょっと。それと、家族がチェックできるもの、例えば携帯で見られるとか、パソコンで見るとか、何かその辺もわかればちょっと教えていただきたい。

介護長寿課長 現在導入を予定している機器につきましては、ガラケーの携帯の半分に折るタイプぐらいの大きさのものです。こちらはスマホやパソコンで居場所を検索することが可能です。

委員長 君嶋委員、よろしいですか。

外にございますか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 51 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 51 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。ご退室ください。

休憩の宣告(午後 3 時 7 分)

再開の宣告(午後 3 時 8 分)

委員長 再開いたします。

議案第 46 号 平成 28 年度那珂市一般会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 46 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 46 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託された執行部提出議案の審議は全て終了いたしました。

執行部の皆様、ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

休憩(午後 3 時 11 分)

再開(午後 3 時 11 分)

委員長 再開します。

以上で教育厚生常任委員会を閉会といたします。おつかれさまでした。

閉会(午後 3 時 11 分)

平成28年 6 月 3 日

那珂市議会 教育厚生常任委員会委員長 古川 洋一